

Title	Commission des Subsistancesの食糧補給政策を廻る諸問題
Sub Title	Some aspects of a foodstuff policy of "Comission des Subsistances"
Author	鈴木, 泰平(Suzuki, Taihei)
Publisher	三田史学会
Publication year	1957
Jtitle	史学 Vol.30, No.3 (1957. 12) ,p.42(310)- 98(366)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571200-0042">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571200-0042</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Commission des Substances の

食糧補給政策を廻る諸問題

鈴木泰平

まえがき

近世フランス史上、フランス革命戦争は、革命の原則を擁護し、革命フランスの國防的危機を回避するため、止むを得ずとられた自衛的、豫防的行動として、又事實上、恐嚇政治成立の必然的契機として理解されてきたのが通例であった。ダニエル・ゲランに至るまでの、オーラール以來の革命史は、若干の根本的な視野を異にした場合を除き、事態説明(テーズ・ド・シルコンスタンス)を説明する場合、先づ、例外なく、革命戦争をこのやうな性格を持ってゐたものとして、述べてゐるのである。これは、革命の原則の持つ革新性乃至はフランスの國家的利害に重點を置く限り、至極當然のことであつた。これに關聯して又、革命政治と軍事勢力との結びつきを重視する考え方が、打出されてくるのも、充分首肯出来る處である。しかし、この様なプロスペクトに基いて、革命戦争を、單に祖國フランスの、革命フランスへの轉換過程に於ける受動的な或ひは消極的な契機として見ることは、ピーター・ハイルの、ナポレオン戦争を論ずる場合と同様、結局は、間接的にフランスの隠されたパトリオティズム乃至は、フランス史家の秘かに息づいてゐる無條件的な革命肯定論に同調することにもならう。

こゝで反省さるべきことは、一體、果して、フランス側に云はれてきた如く、自衛的、豫防的要素以外に能動的契機が革命戦争の中に認められてゐなかつたかと云ふことである。換言すれば、フランスに戦争に對する積極的な介入契機があつたのではなかつたかと云ふことである。この點に關しては、事態説の信奉者は、控え目ではあるが、恐らく、一樣に *Frontières Naturelles* (自然國境) に對する強い願望があつたことを認めてゐるのである。このことは、單に、革命史全般に對するプロスペクトのとり方如何に關して居り、恐嚇政治の必然性或ひは必要性の度合の、測定如何に關する問題であると見れば、別に強いて重視する必要はない譯であるが、既に、事實として自然國境—特にライン兩岸區域の併合—に對する期待があり、又その期待が實現されるのに現實には恐らく防衛的必要を超えた努力がなされてゐる以上、一應、吾々は、革命戦争に、フランスが希んだ積極的願望があつたことを問題にせざるを得ないのである。

革命戦争の推移は、結局、その願望の永續的な實現を果さずに終つたが、他方、戦争を背後で維持してゐた食糧補給は、革命政治の運用の仕方に関し、微妙な問題のあることを示してゐたのである。本稿は、別に、戦争責任の所在やフランス史上に於けるライン國境論の史的連續性を論議するものではなく、一應、フランス側に於ける積極的な戦争に對する願望があつたことを認めた上で、その一翼としての軍隊食糧補給の、利用し得る範圍内の史料に基づく、總括的検討を試みたものであるが、本稿の執筆中得られたことは、軍隊補給に關する研究史的系譜が殆んどないため、結局、資料を比較検討して數字上の或る程度の根據を握り、他方、革命政府の社會經濟政策の展開過程の分析を通じて、問題の所在を探る方法に據らざるを得なかつたと云ふことである。とり得る方法としては、他に全國的な規模に於ける、*Subsistances* の詳細な検討が、殘されてゐる譯であるが、その史料的成果が、未まだ、極く一部分に止つてゐるた

め、本稿に於いては、カロンとオーラールの史料集の検討を通じて得られた數字が、根據にならざるを得なかった。今後、カロンの穀物取引に關する史料や軍事委員會關係の史料に接し得られれば、或る程度、數字の算定も變ってくるのも承知してゐるが、問題に關する、基礎的な展望を行ふ意味に於いて、發表を意圖した次第である。尙、史學「二十九ノ三」に食糧補給に關する小論を發表したが、本稿の前史として、御參考にして頂ければ幸甚である。

## 序 論

フランス革命戰爭の擴大に伴ひ、主として、軍事的見地から補給問題の重要性が叫ばれたのは、一七九二年後半のことであるが、この問題の組織的な解決が試みられるに至るまでは、客觀的な條件の然らしむる所とは云え、幾多の試練を必要としてゐたのである。<sup>(一)</sup>特に、一七九三年に於ける戰線の急速な展開と尨大な軍隊の編成は、革命政治に隨伴した社會經濟的な事情と相俟ち、著しく問題の解決を困難にしてゐたのであった。急激な作戰に従事するほど百萬人に達する軍隊の食糧補給に關しては、凡そ中央機關の調達並びに現地部隊の直接調達が、その要請に應えてゐるが、九三年當時の實情が示すが如く、或る程度以上には到底賄え切れるものではなく、<sup>(二)</sup>加ふるに調達方法の不備、不統一によって餘期以上の困難な課題を革命政府に投げかけてゐたのである。所謂共和曆二年の前半を検討すれば、補給の名に値する政策があつたにせよ、全くそれらは相互に連絡がなく不統一であり、その結果、物價體系の無視、民間食糧市場の壓迫、生産者の革命政府からの離反、政府機關相互の不信等を招き、結果的には九三年前半以上の困難な問題を残すに留まつたのであつた。この經驗は、しかし補給問題の解決の仕方に関し、當時の革命政府がとり得る方法として、三箇の方法が

あることを端的に示した。それは、(一)國內市場に於ける強制調達、(二)外國からの買付、(三)補給戦争の強行である。<sup>(四)</sup>此の中、補給戦争の方法は、軍事的事情に高度に依存してゐるため、一時的には期待出来ても水續的には可能性のないものであり、結局、國內調達と國外買付に重點を置いた統一的な遠い見透しのある方法が最も信頼すべきものであり、又この點にこそ革命政府の革命的政策が注がれなければならないものであった。九三年十月二十二日の國民公會による共和國食糧調達委員會の設置<sup>(五)</sup>は、かゝる經驗と未來への期待の中に生れた注目すべきことで、この委員會の設置によって、革命フランスは、始めて一貫した組織の下で一元的な補給問題の處理に當れることゝなつた。即ち今後の、問題の解決は、擧げて同委員會の双肩にかゝることゝなるのである。本稿は、この委員會が、如何なる方法で如何なる結果を得たかを補給關係の史料を通じて検討しようとするものであるが、本論に入る前に委員會の構成、機能、目的等について、簡単に述べることにしたい。

食糧行政が革命政治の中で、最も立ち遅れ、その刷新が叫ばれてゐたのは、一七九二年八月十日の革命の頃であるが、その中でも最も問題になつてゐたのは、内務長官の問題處理に於ける無能と五月四日の穀物公定價格令に於ける物資調達方法の缺如とであつた。特に、五月四日令が生活必需品の調達に沈黙を守つてゐたこと及び<sup>(七)</sup>アッシニヤ・インフレーションに伴ふ食糧供給の困難な事情の所在は、問題解決のための新しい機關の設置を促してゐたのである。革命國會に於いて、始めて、かゝる形の機關の設置が要望されたのは、セイヌ・エ・オーズ選出の議員の九三年七月八日に於ける陳情に於いてであり、次いで、同時期にセイヌ・エ・マルヌ縣の議員ロシノールが、生活資料の國有化を提唱するに至つて、問題の重要性が明瞭に認識されることゝなつた。<sup>(八)</sup>レオナル・ブルドンが農業、公安兩委員會の名に於いて

同様の建議をしたのは、同年八月であるが、此の際明らかになされたのが、統一的な食糧行政機關の設置であり、この構想が検討された結果、同年十月二十二日、國民公會は *Commission des Subsistances et Approvisionnement de la République* (共和國食糧委員會) の設立を決定するに至つた。<sup>(七)</sup> 従つて、食糧委員會設立の必要が叫ばれて具體化するには一年有余かゝつて居り、實際に活動するに至つた時期まで見るならば、一年六ヶ月の時日が過ぎたことになるのである。革命戰爭の展開に伴ふ補給の困難な事情が、既に、極限に迫つてゐる點から見れば、委員會の設置は、相當立ち遅れてゐる譯であり、又それだけ委員會の活動は、發足當初から無理な條件に制約されなければならなかつた譯であつた。

國民公會の委員會設置令に據れば、<sup>(一〇)</sup> 委員會の正委員は三名からなり、各縣、郡、市等の行政機關と連絡して、(一) 軍隊への食糧補給 (二) 各縣に於ける相互的な食糧の配分、供給 (三) 軍隊必要物資 (武器彈藥) 及び原料の購入、貯藏、(四) 地方的差異に依る物資の配分、(五) 食糧の生産、農作方法の改良、(六) 必要物資の製造、(七) 穀物貯藏庫<sup>グレニエタボングレス</sup>の設置、(八) 石炭、鑛産資源の開発、供給、(九) パリ市の食糧調達等に當り、必要ある場合には、強制購入權、優先購入權を行使し、原則として、公定價格令に依據することゝされてゐた。以上の諸點に據つても分る如く、食糧行政に關しては、委員會は、軍隊並に民間全般を通ずる最高調達機關であり、陸海軍に對しては、直接命令權はないものゝ、軍隊への食糧調達の責任行政地域を押さえることによつて、實質的には、事實上、陸海軍の食糧補給の中樞になつてゐるのである。

この委員會の任務と目的が、明瞭に規定された結果、從來行はれてゐた内務長官による、一時的な計畫性のない補給は停止され、こゝに、共和國は、革命史上、最も強力な一元的な食糧調達機構を整えるに至つた。委員會は、次いで、

總務部 Secrétaire général 植物性食糧 Substances végétales 動物性食糧 Substances animales 原料  
Matières 檢地土地臺帳及び輸送 Cadastre et transports 經理 Comptabilité の六部及び輸出入に當る通商委員  
會 Agence de Commerce を設けて五百八名よりなる職員を擁し、基金一億リーブルの支出を認められて十一月四日  
より直ちに實質的な活動<sup>(111)</sup>に入つた。以後、九四年四月十九日まで、共和國軍隊及び一般民間の食糧需用は、擧げてこの  
委員會の活動に依存するのであるが、其の活動は、直接的な食糧調達のみならず、漸次、革命政治の動向にも微妙な波  
紋を與え、ロベスピエール政權の歸趨にも重要な關聯を將來する推移を示してくるのである。

(一)

食糧委員會の設置が、食糧調達の最も効果的な方法として始めて公けに認められたのは、前述の如く、九三年十月末  
のことであるが、その間、戦局の展開に伴い、一時的にもせよ、涸渇した食糧の補給源泉として、占領地の經營が、眞  
剣に考慮されたことがあつた。これは、本格的な調達機構が出来るまでの、過渡的な性格を持つものではあつたが、當  
時の實情からすれば、共和國軍隊の補給に有力な役割を果すものとして、多大の期待がかけられてゐたのである。この  
占領地經營は、食糧補給に關する若干の資料を與えてゐると思はれるので、食糧委員會の活動と比較する意味に於い  
て、又その經營成果の實情と共和國の食糧事情との關聯を知る意味に於いて、本論に入る前に、若干觸れて置くことゝ  
したい。所謂占領地として九三年末期に擧げられてゐるのは、ピレネー、ベルギー、ライン左岸の三地域であるが、そ  
の重要性が注目を惹くに至つたのは、同地域に鐵鑛、製鋼原料及び製鋼所の施設が相當あつたからであり、九三年十二

月十八日には、公安委員會は、武器製造原料及び食糧を含めた凡ゆる必要物質の、軍隊指揮官による占領地に於ける接收取得を命じて緊急の要請に應えやうとしてゐるのである。ピレネー地域に於けるオーシュロー將軍のサン・ローランド・ラ・ムジャ製鋼所の占領、サンプル・エ・ミユウズ地域の占領によるベルギー鐵鑛、石炭資源の開発、小銃、武器の製造並びにライン左岸パラチナー地域の鋼鐵取得等の事實は、<sup>(一四)</sup>占領地經營による直接的な軍需物資の調達の一つの方法として公安委員會の指令に相應した行き方であるが、食糧調達としては、寧ろパラチナーが多大の寄與を果してゐるのである。

抑々、パラチナーが、行き詰り状態にあつた革命戦線に於いて、急速にフランス軍の手中に入った原因はオーストリアの將軍ウルムゼルがプロシヤのブラウンシュヴァイヒ公の支持を得られない結果これに乗じて、ラン軍團のピシユグリウ及びモーゼル軍團のオッシュ將軍が反撃を加えたことによるのであつた。これにより、ヴィサンプル、ロイテルブルの戦線は完全に回復し、特にオッシュ將軍によるデュ・ポン地區の占據とゲルメルスハイム、スパイエルへの入城<sup>(一六)</sup>は大きく戦局を變える要となつたのである。パラチナー區域の占領はかゝる一聯の動きの結果であるが、この占領地經營に當つて、注目すべきことは、<sup>(一七)</sup>食糧資源の開発取得が第一義的に考えられ、しかも取得物の本國輸送に重點が置かれてゐることである。この點から見るならば、同地域に對する作戦行動は、單にモーゼル、ラン兩軍團の補給のみならず本國フランスの補給源泉地の獲得にあつたことは明らかであり、同時に又、革命戦争が明瞭にその性格を變えて補給戦争に轉化してゐるのが觀取されるのである。このことは、亦パラチナー區域以外に補給戦争が近い將來擴大することを豫知させることでもあつた。

扱て、共和曆第二年のパラチナー占領地は、凡そ三箇の段階を経て行はれ、そのコースは軍事徵發、徵發の緩和及び



占領地の資源の開発、育成の形をとつて居り、九四年八月には早くも新しい占領地の獲得經營が問題になつてゐるのである。この事態は、占領當初送られてきたラコスト及びボードーの報告(二八)にもられた樂觀的情況とは著しく異つて居り、意外に早く占領地の經營が行き詰り、補給源泉地としてパラチナーが事實上涸渇してゐることが理解されるのである。處で、一體、斯様な短期間に於いて、どの程度經營の實蹟が上つたのであらうか。總裁政府の發表した統計によれば、(二九)パラチナー區域の占領は、硬貨拾萬二千リーヴル、アッシニヤ百萬リーヴル、五千萬リーヴル相當額に上る馬匹、羊、牛、豚、穀物類を軍倉庫に拾得し、更に二十萬名以上に上るラン、モーゼル兩軍團が五ヶ月に涉り必要な小麥、肉類を消費し得たとしてゐるのである。又パラチナー選舉侯の發表によれば、交戦國から受けた五千七百七拾五萬フローランに上る損害の中、フランス軍のみで五千貳百八拾八萬フローランを數え、しかもこれには戰鬪地域に於いて受けた個人財産の損害は含まれてゐないと述べてゐるのである。この種の統計上の發表は、通例、過大に行はれ過ぎる傾向があるとしても、ともかく、同地域に於けるフランス軍の徵發が、稀に見る苛酷さをもつて行はれたことは確かであり、このため同地域在住の住民は、飢えで死ぬか、徹底的に反抗するか何れかを選ばなければならぬ状態に追ひ込まれてゐたのである。(三〇)このフランス軍の擧げた補給上の成果は、しかし、フランス全般の事態から見れば、恐らく、極めて微々たるものであり、一時的な占領の黄金時代が過ぎると、限りある資源しかない同地域は、早くも見限られて次の新しい補給地域が探されなければならぬ状態であつた。こゝに、フランスは、占領地經營に補給の源泉地を求める政策に従ふ限り、トリエル、ビルケンフェルト、オーベル・スタイン、キルン、フランケンタール、バカラク、コブレンツ等に補給戰爭を續けてゆく他はなかつたのである。従つて、軍隊食糧補給に關する限り、直接的には、この作戰は、ラン、モ

ルゼル兩軍團の命脈を數ヶ月延ばし得たに止まり、他に若干量の物資を本國に送つた以外、何等、本國の食糧補給に寄與する所がなかつたと云ふ他はないのである。換言すれば、占領地經營を通ずる補給は、補給全般のスケールから見れば、あくまで局地的な意味しか持たず、一片のエピソードの域を出でないものに過ぎなかつたのである。従つて、補給問題の解決に際しては、占領地經營は極めて局部的な意味しか持たず、問題の根本的解決は、一貫した施策と強力な權限を與えられた中央に於ける補給機構の活動の成否にかゝつてゐたのであつた。

一七九三年十月二十一日に發足した共和國食糧委員會は、他方に於いて、斯様な形に於ける一時的な補給の實驗的な成果を検討し乍ら、より見透しのある一貫した施策をもつて、問題の解決に當ることが期待されてゐたのである。又このことは軍隊食糧補給が一般民間の食糧補給と關聯して、よりスケールの大きい構想を前提として、始めてよく解決すべき問題であることを暗示してゐるものであり、この *Substances et Approvisionnement* の形に於ける軍隊食糧補給の方式がとり上げられる所以もあつた。しかし、問題解決のためには、余りにも、現實は、緊迫した情勢に包まれて居り、補給機構の組織が整備されても限りある資源と方法に則る限り、事態は、依然として、重苦しい段階に停滯する可能性があつたのである。

## (二)

共和國食糧委員會が、當面した最大の難關は、軍隊補給を行ふに當り、從來どの程度の國內の食糧の需用供給が行はれ、それが如何なる階程を経て、如何なる効果を收めてゐたかを正確に把握出來ない點にあつた。従前の若干の統計と

實蹟があつたにせよ、それは、その時々々の臨時の事情によつて動かされてゐた事情を説明するに止まり、一貫した政策を行ふには、充分な資料とは云えず、計畫的な施策を行ふとすればするほど、補給の實情は、把握出来ない憾みがあつたのである。それ故、委員會の仕事は、先づ正確な人口動態を掌握し併せて主要食糧の生産量を正しく把握することから始められる必要があつた。次いで、問題になつたのは、軍隊の實人員をどの程度に見、どの程度の期間にどの程度の如何なる種類の食糧需要が見込まれるかと云ふことであつた。九三年十一月八日の特別委員會の記録に據れば、軍需補給擔當官ジュヌオーは、一應兵員總數を百二十拾萬名としそれに基く食糧需要量(主として *Blé: Froment*)の計畫を策定してゐるが、これによれば、少なく見て四百八拾萬カントオ、兵員基準量から見れば七百貳拾萬カントオの穀類が必要になるのである。何れにせよ、委員會は、補給の效果的な實施を目ざす以上、基本的な數字は、絶対に掌握する必要があり、そのために、屢々、全國的な人口調査と穀物生活資料の需給關係の調査を試みたのであつた。補給政策を立案するに當り、次いで問題なのは、如何なる期間までの必要量を策定するかと云ふことである。勿論當面の實情は、一方に於いて、基本的な政策立案の資料を把握すると共に他方に於いて刻々動いてゆく實情に沿つた臨機應變の施策が敢行されなければならなかつた。しかし、それにしても、一應の時間上の方途が立てられる必要がある譯であり、大體の目安は、九四年六、七月頃の麥類の新收穫時期(二四)に置かれてゐたものと思われる。これより推定すれば、端境期の補給の調整が或る點では、より重要性を持つ問題になつてゐたかとも思はれるが、何れにせよ、この目安は、必ずしも、一般的な補給計畫の目安ではなく、實際には、より短期間に於ける需用充足を目途したのが遙かに多く、補給需用の目安は、寧ろ、補給對象の相異、補給路の遠近、作戰區域等に置かれたものと思はれる。換言すれば、委員會の仕事は、恒久的な

ものと一時的なものと二本建てであり、しかも、結局に於いては、當面の對策に追はれ勝ちであつたと云ふことが出來よう。

補給に關して、次ぎに問題になるのは、優先度の段階のつけ方であつた。云ふまでもなく、作戰に従事してゐる野戰軍の補給調達は、最優先的に置かれるべきであるが、他の駐留部隊も直ちに動員される可能性がある以上、殆んど同列に見做すべきであり、一概に何れを優先的に取り扱ふかは急速に決め兼ねる問題であつた。この結果、先づ、考慮されたのは、補給事情が極度に逼迫してゐる段階にあるものであり、實際には、逼迫度の高いもの及び臨機に作戰に従事するものに優先権が與えられたのである。處で、この優先度に關して問題になつてゐたのは、國內革命政治の動向に重大影響を及ぼすべき地域の取り扱ひ方であり、例えば、パリ市の如き、事實上、革命政治の中樞の地位にあつてしかも極度に逼迫してゐる地域では、食糧補給は無視出來ない問題であつた。其れ故、委員會は、軍隊と同様の仕方でパリ補給を處理することとし、パリ市に關する限り、全て、軍隊に準じて、補給される體制をとつたのである。當時のパリ市の人口がほゞ六十萬余であること(二五)を思えば、同市への補給が容易ならぬ重荷を負はせたのは充分窺える所であるが、何れにせよ、パリ市が軍隊と同列に扱はれてゐるのは、そこに革命政治の微妙な動きが觀取される點で注目すべき事と云はなければならぬ。

食糧補給に關し、次ぎに問題なのは、如何なる種類の食糧を如何なる割合で供給するかと云ふことであつた。主要食糧として、先づ擧げられるのは、麥類、米、馬鈴薯を中心とした穀物であるが、此の中、パン製造原料として缺くことの出來ないのは小麥、大麥、裸麥、燕麥等であり、特に小麥フロインの供給量如何は食糧補給を左右するものとして最も關心的であつた。それ故、小麥以外の麥類及び其の他の食糧の補給のされ方如何は、小麥の供給量と重要な關係があるため

絶えず問題になつて居り、大體、パン製造原料として小麦三分の二其の他三分の一の割合で供給されたものと思はれる。<sup>(二二六)</sup> 麥類を中心にした穀物<sup>シメツ</sup>以外の重要な食糧は、肉、羊肉、鹽漬肉、干魚、バター、チーズ、魚油、菜種油等であり、これ等は麥類に次いで供給され、補給調達の重要物資であつた。委員會の任務上、食糧以外に、衣服、武器彈藥の補給が並んで問題になつてゐるのは當然であるが、詳細に關しては、論題以外になるので触れないこととする。

補給に關し、最後に問題なのは、補給調達の方法及び仕拂の手段とであつた。前者に關しては、後段で説く豫定であるので暫く措き、仕拂手段に關して若干述べて置くことゝしたい。委員會は發足當初、一億リーヴルの基金を受け、<sup>(二二七)</sup> 其中、五千萬リーヴルは自由に使える權限を有してゐたが、問題は、硬貨とアッシニヤの使ひ分けであり、特に困難なのは、調達價格が原則上、一應公定價格令<sup>(二二八)</sup>によつてゐるため、自由に購入調達が出來ない點であつた。

委員會が當面考慮に入れるべき問題は凡そ以上の如き諸點であるが、これ等の問題は、何れにせよ、早急には解決し難たい性格を持つて居り、現實に生起した事態によつて、必ずしも、劃一的には實施し得なかつたのである。それ故、委員會は現實に即しつゝ、その場合の如何によつて、最も効果的な方法に頼らざるを得ないのが實情であつた。

### (三)

軍隊の食糧補給に關し、當面の處、最も確實な方法は、國內所在食糧の合理的な配分と供給の仕方であるが、當初は、その主要供給源を何處に置くかは未決定であり、従前の方法を踏襲してゐたようであつた。この供給源の設定と方法が決定されたのは、委員會の發足後、一ヶ月経つた九三年十二月二十七日に至つてからのことであり、食糧調達の中

樞的役割を果すものとして、この決定には、慎重な審議が盡された次第であつた。決定された公安委員會の條令に據れば、軍隊補給食糧の供給は、原則として、各軍團毎に供給區域が受け持たされ、特定の軍團に特定の一つの縣乃至は郡が強制調達することはなく、少くとも數箇の行政區域の集團的な責任調達制が基本とされてゐた。これによつて、軍隊食糧の補給調達は、作戰部隊の糧秣倉庫の兵站責任者の調達と合せて凡そ二本建の基本原則が確立された譯であるが、エタピエにどの程度公設市場と擔當行政區域からの調達を行はせるかは未決定であり、結局緊急の場合を除いては、各駐留軍團毎に決定された責任區域が、主として、その任に與かる方法がとられることとなつた。この方法を従前の場合に比較すれば、補給の方法としては遙かに組織的であり、且又効果的なものと云ふことが出来る。

供給區域の設定に關して、こゝに注目すべきは、從來、十一に區分された軍團組織に大幅な改編が行はれたことである。その理由は、兵員の増加とこれに伴ふ指揮系統の再編及び作戰區域の擴大の中に求められるのであるが、しかし、補給の便宜を考慮された上で行はれたと思はれる節が少くないのである。云はば補給の現實に迫られて、軍隊組織の再編が實現された次第であつた。この再編の結果、新たに十四ヶ軍團が設けられ、各々、少くとも、三箇以上の補給地を伴ふこととなつたが、現實には、必ずしも、原則通りには補給が行はれた譯ではなかつた。

扱て、委員會の記録に現はれた十四軍團の補給の實情は、次の如きものであるが、この記録と報告を通じて、吾々は、凡そ補給にまつはる問題の所在を知ることが出来るのである。

ノール軍團に關して得られた資料は、次頁の別表に現はれたものであるが、これに據れば、食糧委員會を通じて調達された補給量は、約三十萬カントオに達し、補給の期限は、概ね五ヶ月間に涉つてゐるのである。補給された地域對象

## Armée du Nord (ノール軍團)

兵員數

150,000

補給地域 Nord, Pas-de-Calais, Somme, Aisne (districts de Vervins et Saint-Quentin).

補給地	被補給地	補給量 <small>(單位カンタール)</small>	補給決定日
Pas-de-Calais	Amiens	24,000	1793.11.21 (三)
Somme	Armée	24,000	1793.12.8 (四)
Somme	Lille	24,000	1793.12.8 (五)
Aisne	Avesne	6,000	1794.1.5 (六)
Nord	Dunkerque	10,000	1794.1.22 (七)
Nord, Somme	Armée	30,000	1794.1.22 (八)
Pas-de-Calais			
Aisne	Landrecies	30,000	1794.1.22 (九)
Bapaume			
Bithume	Douai	20,000	1794.1.25 (一〇)
Pas-de-Calais	Lille	30,000	1794.1.31 (一一)
Aisne	Maubeuge	30,000	1794.1.31 (一二)
Aisne	Landrecies	8,500	1794.2.12 (一三)
Aisne			
Aisne	Nord	21,500	1794.2.12 (一四)
Pas-de-Calais	Douai	20,000	1794.2.19 (一五)
Aisne	Nord	16,000	1794.3.1 (一六)
Pas-de-Calais (St-Omer)	Maubeuge		
	Boulogne-Sur-Mer (Pas-de-Calais)	20,000	1794.4.2 (一七)
	Total	294,000	

Commission des Subsistances の食糧補給政策を廻る諸問題 (鈴木泰平)

は、直接的な作戦地域及び軍團補給部に限定され、一般の補給用として指定されてゐるのは、九四年二月十二日のエーヌ縣よりノール縣に渡されてゐるものに過ぎない。補給地に關しては、擔當行政區域以外の地域は見當らず、ノール軍に關しては、先づ指定地域以外から補給されなくても賄つてゆけた印象を受けるのである。しかし、三十萬カンタールの補給量は、軍團のエタピエでは賄ひ切れなかつた量を示すものであり、言はば、軍團補給としては、最低必要補給量であることを意味してゐる譯である。この數量は、ノール軍の八ヶ月推定需用量九拾萬カンタールの三分の一に達するものではあるが、ノール軍團の當面してゐる軍事的條件下に

於いては、<sup>(二八)</sup>その必要量及び消耗量は、遙かに多大であつたと思はれ、到底、委員會指令に依る補給量では間に合はなかつたことゝ見なければならぬ。その上、ノール、パ・ド・カレ、ソム等が部分的に戰場化し、軍團直屬の Eta ピエの活躍が、殆んど、希み得ない條件下にあることを考え合せてみるならば、この數量のみでノール軍が賄え得られたとは先づ考えられない所である。

處で、この結果を一七九三年十二月二十日付の、ノール軍付調達委員の公安委員會宛の報告に照して検討してみると、豫想以上の補給困難を立證し得るのである。同報告に據れば、<sup>(二九)</sup>従前不足勝ちであつたとは云え、約十二萬カントオの手持量があつたことは確實であつた。九三年十二月二十日當時の一日當りの消費量が、約二千百カントオであるとすれば、約二ヶ月分の餘裕があつた譯である。しかし、ノール軍が、九四年一月に入つて、約二十四萬五千の人員を擁することを見込めば、その一日當りの消費量は、約四千カントオに達して、殆んど餘裕がなく、その日暮しの最悪の状況に陥るのは必至であつた。斯様な状況を見越して、ノール軍團付委員は、九三年十一月十七日、オワーズ縣を含めた以上の諸縣に、九四年七月末までの必要量として、九拾萬カントオを割當てるのであるが、この中オワーズ、エーヌ兩縣のパリ供給量三十一萬五千カントオを差し引くと六拾萬カントオに達しないことゝなり、更に六萬名の人員増加が近い將來に豫定され、九十六萬カントオの割當を豫定したとしても、結局、在庫量を含めて八十二萬七千カントオしか見込めない計算になるのである。以上の諸點から見れば、現實に供給乃至は動かし得た三十萬カントオの補給量では、遙かに不足した計算になる譯であり、在庫量を差し引いても、約三十一萬カントオの供給不足を推定し得るのである。

アルデンヌ軍團の補給資料を通じて、ノール軍團の場合と同様に云えることは、補給地が指定以外の區域に涉らない



Armée des Ardennes (アルデンヌ軍團)

兵員數 25,000  
補給地域 Marne, Ardennes, Aube.

補給地	被補給地	補給量	補給決定日	
Marne	Armée	20,000	93.11.28	(二〇)
Aube	Armée	25,000	93.11.28	(二一)
Aube	Bar-Sur-Seine	10,000	94. 1. 5	(二二)
Aube	Armée	10,000	94. 1. 5	(二三)
Aube	Armée	45,000	94. 2.12	(二四)
Marne	Reims	20,000	94. 3. 3	(二五)
Aube	Troyes	15,000	94. 3.15	(二六)
Aube	Armée	45,000	94. 3.27	(二七)
Égalité-Sur-Marne	Marne	1,500	94. 4. 5	(二八)
	Total	191.500		

ことゝ、補給期間が約六ヶ月に涉つてゐることであるが、目立つて相異してゐることは、補給量が約二十萬カントォに達して年間推定需要量拾五萬カントォを凌駕し、八ヶ月必要量拾萬カントォの二倍に達してゐることである。この事實は、各軍團に共通してゐる補給問題が、アルデンヌ軍團に限り充分解決して居り、少くとも補給事情が相當好轉してゐることが立證されてゐるとも云える譯であるが、北部方面國境部隊の全般の情況から判断すれば、果して、事實に於いて、その通りであるか否かは、相當慎重に考慮しなければならない。又この數字のみから判断すれば、同軍團補給擔當區域の一般市民も、軍團乃至は軍團以上に、樂な補給下にあつたと云える譯であるが、食糧補給に關する法令によれば、餘剰の食糧は不足してゐる所に廻はすべきことが規定されてゐるので、ノール軍團を始め他の軍團及び補給地域に對する補給の事實が當然あつて然るべき筈である。しかしその事實と指令がない所から判断すれば、餘裕があつたと思はれる根據にも缺ける處が多く、且又同じ補給地内の相互的

Armée de la Moselle (モーゼル軍團)

兵員數 61,000 (二九)  
 補給地域 Meuse, Meurthe, Moselle, Haut-Marne.

補給地	被補給地	補給量	補給指令日
Meuse	Armée	10,000	94. 1. 4
	(Nancy) (metz)	10,000	94. 1. 4
Meurthe (Vézélise)	Meurthe	3,000	94. 1. 4
	(Toul)		
	(Vézélise)	10,000	94. 2.11
	(Vézélise)	15,000	94. 2.15
Château-Salins	Nancy	20,000	94. 3. 7
	Moselle (Blamont)	15,000	94. 3. 7
Château-Salins	Pont-à-Mousson	10,000	94. 3. 7
	Total	93,000	

史  
學  
第三十卷  
第三號

(三二六) 五八

な融通の事實がある所から見れば、全般的には、必ずしも良好な状態にあつたとは断定出来ないのである。

モーゼル軍團に關して、特徴的なことは、補給期間が僅か二ヶ月間であり、明瞭に軍用向けの分が少く、これに反して同縣内の相互的な交流が多いと云ふことである。更に驚くべきことは、補給量が僅か十萬カントオにも達してゐないことであるが、これはティオンヴィル及びロンウィの司令部の立てた年間六十萬カントオの豫定量の六分の一に過ぎず、アルデンヌ軍團に比較すると甚しい補給難に陥つて居り、此の間、如何にしてモーゼル軍團が賄つたかと云ふことが當然疑問になつてくるのである。これには、勿論モーゼル軍の置かれた、緊急な軍事上の條件が加つてゐると見なければならぬが、又同時に従前のモーゼル軍が駐留地帯に於いて、殆んど手持食量を消失し専ら猛烈な軍直屬の強制調達に頼つて居り、その結果、同地域の補給源が潰滅に瀕してゐたことも考え併せなければならぬ。何れにせよ、モーゼル軍の補給はフランス國內に於いては絶望的で

## Armée du Rhin (ラン軍團)

兵員數 111,000  
 補給地域 H et B. Rhin, Vosges, H. Saône, Doubs, Jura  
 (Dôle, Poligny, Arbois), Mont-Terrible.

製 給 地	被 補 給 地	補 給 量	補給指令日	
Doubs	Armée	25,000	94. 1. 4	(三六)
Jura	Armée	25,000	94. 1. 4	
(Jussy)	H. Saône	20,000	94. 2.27	(三七)
Doubs	H. Saône	8,000	94. 2.27	
H. Saône	Doubs (Besançon)	20,000	94. 4. 2	(三八)
Doubs	H. Rhin	20,000	94. 4. 7	(三九)
	Total	118,000		

あり、他の方向に活路を求めてゐたのは、充分想像出来る所であらう。

ラン軍團の場合に關して先づ指摘出来ることは、モーゼル軍團の場合と同じく、補給期間が短く、補給量が同軍團付委員ラコスト及びボードーの決定した推定需要量六十五萬六千カント(四〇)に遙かに及ばないと云ふことである。しかも、同じ擔當區域の交流と思はれるものが半分程度に達してゐることは、軍補給を廻つて、同地域内の食糧事情が逼迫し、軍團に充分調達する能力を持つてゐないことが、明瞭に示されてゐるのである。この點から見れば、ラン軍團の場合もモーゼル軍團の場合と同様に活路を求める以外には到底賄ひ得るものではないことが直ちに分るのであるが、こゝで想起すべきことは、兩軍團に共通してゐる軍事上の條件が他の場合と著しく異つてゐたことである。既に述べた如く、兩軍團はパラチナー區域に於いて戦局を打開した結果、食糧に關しては充分目的を達することが可能になり、少くとも、五ヶ月に涉つて、兩軍團は、一應、本國からの補給を期待しなくても存立し得たのである。従つて、兩軍團に關する限り、他の軍團と同様不足してゐたとは云え、別表の示す如く、擔當區域には依存しないで濟んだ譯であつた。

Armée des Alpes (アルプ軍團)

兵員數 27,000  
 補給地域 Côte-d'Or, Saône-et-Loire, Ain, Rhône-et-Loire, Isère, Jura (St. Claude, Orgelet, Lons le Saunier).

補給地	被補給地	補給量	補給指令日
Saône-et-Loire	Ville franche	15,000	94. 1. 4
Saône-et-Loire	St. Étienne	15,000	94. 1. 4
Saône-et-Loire	Jura	15,000	94. 2. 5
Côte-d'Or	Armée	23,000	94. 2.14
Saône-et-Loire			
Côte-d'Or	Loire (Roanne)	50,000	94. 2.22
Saône-et-Loire			
Ain	Armée	20,000	94. 3. 1
Chatillon		20,000	94. 3. 1
Nantua		20,000	94. 3. 1
Moutluel			
Saône-et-Loire	Saône-et-Loire	20,000	94. 3.13
Chalon	Antun	15,000	94. 3.13
Louhans	Marcigny	20,000	94. 3.13
Louhans	Mâcon	10,000	94. 3.27
Côte-d'or	Gard	50,000	94. 4. 2
Isère	Rhône	12,000	94. 4.13
Saône-et-Loire	Jura		
	Total	305,000	

史  
 學  
 第三十卷  
 第三號

(三二八) 六〇

アルプ軍團の補給資料を通じて、先づ云えることは、擔當地域の中、サオーヌ・エ・ロアール縣が補給の中心的な要として壓倒的な量を擔ひ、これにエン、イゼールが追隨し、しかも補給總量の中、軍團以外への部分が三分の二を占めてゐることである。この事實は、アルプ軍團の補給地域が穀物生産に恵まれない地域的に不利な条件下にあることを示すものであり、同時にアルプ軍團のモン・スニ峠突破作戦までの軍事上の平穩な事情を物語るものとも云えよう。唯、このアルプ軍團の場合に於いても推定八ヶ月所要量約十一萬カントオに對して八萬三千カントオした補給されず、明らかに三萬カントオ内外の不足が認められ、補給困難の

Armée de Toulon, Var et Italie (イタリー軍團)

兵員數 80,000  
 補給地域 HetB. Alpes, Alpes-Maritimes, Corse,  
 Ardèche, Drôme, Vaucluse, Bouches-du-Rhône,  
 Var.

Commission des Substances の食糧補給政策を廻る諸問題 (鈴木泰平) (三二九)

補給地	被補給地	補給量	補給指令日
Haute-Garonne	Tarascon	10,000	93. 11.29
Aude		10,000	93. 11.29
Hérault		10,000	93. 11.29
Gard		10,000	93. 11.29
Ain	Avignon	10,000	93. 11.29
Saône-et-Loire		10,000	93. 11.29
Saône-et-Loire	Toulon	10,000	93. 11.16
Aude		20,000	
Ain		8,000	
Haute-Garonne		7,000	
Gard		7,000	
Hérault	8,000	93. 11.28	
Côte-d'or	Toulon		100,000
Saône-et-Loire	Midi		40,000
Rhône	Alpes-		25,000
Haute-Garonne	Maritime		17,000
Hérault	Bouches-du-		18,000
Loire	Rhône		25,000
Ain	Var		28,000
Aude			30,000
Gard			17,000
	Total	420,000	

事情は程度の差こそあれ異つてはゐるのである。

(四)

イタリー、ツローン方面軍の資料を検討するに當り、留意すべきことは、同方面軍がツローン軍港の奪還作戦に全力を擧げてゐることである。従つて、本資料に據る限り、殆んど、皆無と云つてもよい程、擔當地域内の相互的な融通の餘裕はな

く、全力を擧げて軍補給が行はれてゐることが分るのである。此の表によつても分る如く、本方面軍の補給に關して著しく特徴的なことは、補給擔當諸縣が一縣として補給の責任を果してゐないことである。このことは、恐らく同方面軍の補給地域に餘り餘裕がなく、その上、補給要請が餘りにも緊迫してゐるため、戦線が平靜を保つてゐる、アルプ及び東ピレネー軍團に保有されてゐた、同方面軍補給地域のリザーヴしてゐる分が相當振向けられたと考えられるのである。補給量は四十二萬カントオであるが、この數量は兵力を八萬に押さえれば、一應推定需要量(三十二萬カントオ)を上廻るものであるが、實際には尙相當の増援部隊の投入が見込まれてゐる點から見て、當面數ヶ月の戦闘を假定して割り出された數量とも思はれる。次いで、本方面軍の補給に關して、云える特徴的なことは、補給が九十四年に入つてから殆んどなく、追加割當がなかつたことである。この事實は、他の部隊の場合には見られないことであり、又豫め充分な準備を行つた點に於いて、同方面に對する、革命政府の關心が極めて高かつたことが立證されてゐるのである。尙アヴィニヨン、タラスコンは、九三年十一月十三日に、この尨大な食糧を格納するために設けられた貯藏<sup>グルニエグボンゲン</sup>庫の所在地であり、この二大補給基地が、ツローン作戦の事實上の後方基地であつた。

東ピレネー軍團に關して注意すべきは、九三年末期と九四年三、四月の頃とは兵員數に於いて約二萬五千の相異があることである。<sup>(八)</sup>東ピレネー軍の、補給に必要な食糧の割當に關する九四年一月四日の委員會決定量は、兵員數を一萬五千とすれば、八ヶ月推定需要量六萬カントオよりも十萬カントオ多くなる計算であるが、ツローン方面に派遣された部隊を含むならば、この決定はほぼ推定需用を賄ふに足るものと云えよう。何れにせよ、本軍團に關しては、九四年一月四日にタルン縣を補給中心地として、整然とした補給體制が整備されてゐたのは、注目すべきことと云はなければなら

Armée des Pyrénées Orientales (東ピレネー軍團)

兵員數 40,000  
 補給地域 { Aveyron, Tarn, H. Garonne, Aurillac (Cantal),  
 Ariège, Pyrénées Orientales, Aude, Hérault, Gard.

補給地	被補給地	補給量	補給指令日
Béziers	Hérault	5,000	93.12.18 (甲)
Aude	Hérault	15,000	94. 1. 4
Tarn	Hérault	15,000	94. 1. 4
Tarn	Gard	30,000	94. 1. 4 (五)
Tarn	Aveyron	70,000	94. 1. 4
Tarn	Lozère	30,000	94. 1. 4
Revel	Haute-Garonne	20,000	94. 3. 7 (六)
Haute-Loire	Cantal	15,000	94. 3.27 (七)
	Total	215,000	

ない。恐らく、これはタルン縣と云ふ穀倉を持つて居り、又比較的九四年四、五月頃までは、事態が平穩な故でもあつたからである。

西ピレネー軍團の資料を通じて云える特徴的なことは、補給中心地がロー・エ・ギャロンヌ縣であること、總補給量三十一萬四千カントオの中、軍團への直接補給量が十萬カントオ(ジェルよりオート・ピレネー軍を含む)に過ぎないことである。この事實は、西ピレネー軍團が、一應、八ヶ月を支えるに足る量を受け、他は、補給擔當地域がそれ自體を賄ふのに向けられてゐることを意味してゐる譯であるが、これから判斷してみると、同軍團の補給に關する限り、一應の見透しが立てられ、兵員の急速な増加がない限り、別に問題はなかつたやうに考えられる。ピレネー山脈に於ける戦局の展開が、例え九三年十二月頃になつてゐるにせよ、既に一萬の軍隊がヴァンデーに向けられ、其の上東ピレネー軍への七千の部隊の移動があつたことから見れば、恐らく同軍團の補給はこの程度で濟んだものではあるまいか。東西兩ピレネー軍團の

Armée des Pyrénées Occidentales (西ピレネー軍團)

兵員數 25,000

補給地域 H et B. Pyrénées, Landes, Gers, Lot-et-Garonne, Dordogne, Gironde, Corrèze.

補給地	被補給地	補給量	補給指令日
Dordogne	Charente-Inférieure	4,000	93.12.29 (九)
Gers	Haute-Pyrénées	50,000	94. 1. 6
Lot	Corrèze	5,000	94. 1. 6
Lot-et-Garonne	Corrèze	1,000	94. 1. 6 (一〇)
Lot-et-Garonne	Gironde	70,000	94. 1. 6
Lot-et-Garonne	Armée	50,000	94. 1. 6
Dordogne	Dordogne	15,000	94. 3.16
Périgueux	Excideuil	10,000	94. 3.16
Périgueux	Sarlat	10,000	94. 3.16
Ribérac	Sarlat	10,000	94. 3.16 (一一)
Belvès	Bergerac	15,000	94. 3.16
Landes	Gironde	60,000	94. 3.17 (一二)
	Lot-et-Garonne		
Gers	Lauzun	10,000	94. 4.12
	Valence	5,000	94. 4.12 (一三)
	Villeneuve	5,000	94. 4.12
	Total	310,000	

史  
學  
第三十卷  
第三號

(三三二) 六四

事情は、以上の諸點から見れば、先づ同様であつたと云よう。

ラ・ローシエル沿岸部隊の補給に関する資料を通じて、先づ云えることは、軍團に對する直接補給量が僅か二萬カントオに過ぎず、補給擔當地域間の相互的な融通が壓倒的に大きいことである。しかも、此の相互的な地域内交流に於いては、ヴィエヌ、シャラント兩縣からオート・ヴィエヌ、シャラント・アンフェリユウル兩縣に對する供給が、又その大部分を占めてゐるのである。これは、ヴィエヌ、シャラント兩縣が、穀物の主要生産供給者の立場にあつて専ら他の地域を賄ひ、同時に、間接的に沿岸部隊の擔當地域を潤す形をとつたことによるものと思はれるが、ヴァンデー、デュウ・セーヴル地域が生産地域であ



Armée des Côtes de la Rochelle (ラ・ローシェル沿岸軍團)

兵員數 40,000  
 補給地域 H. Vienne, Vienne, Charente, Charente-Inférieure, Vendée, Deux-Sèvres.

補給地	被補給地	補給量	補給指令日
Vienne	Haute-Vienne	20,000	93.12. 3 (一五)
Dordogne	Charente-Inférieure	4,000	93.12.29 (一六)
St. Flour	Charente	10,000	94. 1. 3 (一七)
Vienne	Ch-Inférieure	10,000	94. 1. 8 (一八)
Vienne	Bellac	10,000	94. 1. 8 (一九)
Vienne	Ch-Inférieure	10,000	94. 1.13 (二〇)
Ch-Inférieure	Deux-Sèvres	20,000	94. 1.13 (二一)
St-Jean-d'Angély	La Rochelle	6,000	94. 1.16 (二二)
Charente	H-Vienne	20,000	94. 1.31 (二三)
Charente	H-Vienne	10,000	94. 2. 5 (二四)
Charente	H-Vienne	12,000	94. 2.17 (二五)
Vienne	Creuse	40,000	94. 2.20 (二六)
Vienne	Rhône	40,000	94. 3.21 (二七)
Ch-Inférieure	Deux-Sèvres	20,000	94. 3.22 (二八)
Charente	H-Vienne	12,000	94. 3.22 (二九)
Charente	H-Vienne	8,000	94. 3.22 (三〇)
Vienne	Grenoble (Isère)	30,000	94. 4. 4 (三一)
Vendée	Sarthe	8,000	54. 4.10 (三二)
Deux-Sèvres	Puy-de-Dôme	14,000	94. 4.12 (三三)
	Total	304,000	

るにもかゝらず補給を果さなかつたのは、云ふまでもなく、九二年以降の同地域に於ける反革命運動とこれに煽動された農民の補給に對する非協力によるものである。従つて、ラ・ローシェル軍團への補給は、對外的な關係よりも寧ろ同軍團駐留地域の週辺諸縣の動向に多分に左右されてゐたと見るべきであり、本資料は如實にこのことを立證してゐるのである。尙、本軍團には、ロアール・アンフェリュウル駐留部隊がブレスト沿岸部隊から切離されて編入され、軍編成自體は、ウェスト軍

Armée de la Loire (ロアール軍團)

兵員數

12,000

補給地域 Indre-et-Loire, Loire-et-Cher, Sarthe, Mayenne,  
Maine-et-Loire, Loire-Inférieure.

補給地	被補給地	補給量	補給日	補給指令日
Loire-et-Cher	Mayenne	12,000	94. 1. 5	(三四)
Nantes	Vendée	6,000	94. 1. 5	(三五)
Cher	Sarthe	15,000	94. 1.11	(三六)
Loire-et-Cher	Loire-et-Cher (St. Aignan)	7,000	94. 1.13	(三七)
Loire-et-Cher	Mayenne	12,000	94. 1.17	(三八)
Chateaudun (Eure-et-Loir)	Loire-Inférieure (Nantes)	15,000	94. 1.20	(三九)
Moudonbleau	Loire-et-Cher (Romorantin)	28,000	94. 1.31	(四〇)
Indre-et-Loire (Preunilly)	Indre-et-Loire (Amboise)	12,000	94. 2.15	
Indre-et-Loire (Loche)	Indre-et-Loire (Tours)	20,000	94. 2.15	(四一)
Indre-et-Loire (Chinon)	Indre-et-Loire (Langeais)	12,000	94. 2.15	
Chateaudun	Indre-et-Loire	20,000	94. 3. 5	(四二)
Chateaudun	Indre-et-Loire (Tours)	20,000	94. 3. 5	(四三)
Indre-et-Cher (Vendôme)	Indre	24,000	94. 3. 8	(四四)
Loire-et-Cher	Indre	12,000	94. 3. 8	
Chateau-Renault	Indre-et-Loire	12,000	94. 3.11	(四五)
Indre-et-Loire (Loche)	Indre-et-Loire (Langeais)	12,000	94. 3.11	(四六)
Eure-et-Loire	Sarthe	2,000	94. 4. 1	(四七)
Loire-et-Cher	Indre	12,000	94. 4. 4	(四八)
Indre-et-Loire	Indre	12,000	94. 4. 4	
Seine-et-Marne	Sarthe	4,000	94. 4. 6	(四九)
Eure-et-Loir	Maine-et-Loire	10,000	94. 4. 7	(五〇)
Vendée	Sarthe	8,000	94. 4.10	(五一)
Sarthe	Sarthe	10,000	94. 4.14	(五二)
	Total	297,000		

史

學

第三十卷

第三號

(三三四)

六六

團として再編成されたので(九三年十月一日)實數三萬八千九百五十四名(三二)よりは兵員數は、増加してゐる譯である。(三三)更に、これにヴァンデー地方鎮壓のため、西ピレネー軍團から派遣された一萬及び他の増援部隊を考慮すれば、總數は優に七萬を超えるものと思はれ、従つて、補給量は、相當の量に上つてゐると見てよい譯である。この點から判斷するならば、同地方の軍團補給は、ロアール、シエルブール、プレストの軍事情勢及びジャン・ボン・サン・タンドレの艦隊兵力のプレスト軍港集中策を考え合せて見ると、一貫した補給は行はれ難かつたと見るべきであり、且ナントのヴァンデー叛徒による包圍を見れば、補給の技術的困難——補給線の切斷等——に寧ろ問題があつたやうに思はれる。尙本軍團を含めてロアール、シエルブール、プレスト軍からなる廣い形の西部方面軍と云ふ單位から見た方が補給の實相はより鮮明になるのではあるまいか。

尙オーラルの史料(十卷、三八四頁)によるとヴァンデーの穀物供出能力は、優に六縣を賄え得るもので、ラ・ロシエル、ロシュフォール、ボルドー、ドルドーニュ、南部方面等にも多大の影響があつたと記るされてゐるが、これから見れば、西部沿岸部隊及びその補給地域の穀物補給は、著しい影響を受けたものと思はれる。

ロアール軍團の主要擔當區域は、ナント、アンジェル、ソーミュル、ツール、ブロアを結ぶ線であるが、此の軍團の本來の兵員數は一萬二千に過ぎず、其の後ヴァンデー區域の叛亂のため少くとも三萬以上に増加してゐるのである。従つて、本軍團に關しては、主としてナント、アンジェル、ツール、ブロアへの増援軍を含めた部隊への補給が問題になつて居り、假に増援軍を差し置いて考えるならば、推定需要量は五萬二千カント程度で充足する筈である。しかし本資料に據る限り、固有部隊と増援部隊を區別して考えるのは困難なので、ナント、ツール及びその所在縣であるロアール・

## Armée des Côtes de Brest (ブレスト軍團)

兵員數

64,000

補給地域 Morbihan, Finistère, Côtes-du-Nord, Ille-et-Vilaine.

補給地	被補給地	補給量	補給指令日
Côtes-du-Nord	Ille-et-Vilaine	40,000	94. 1.23
Finistère	Finistère	3,000	94. 4.14
	Total	34,000	

(五三)

(五四)

史 學 第三十卷 第三號

(三三六) 六八

エ・アンフェリユウル、アンドル・エ・ロアールを主として考察してみたい。この二市と二縣の受けた補給量は、各々五萬五千及び五萬九千であり、主としてアンドル・エ・ロアール及びユウル・エ・ロアール(地域外)が當り、サルト、ロアール・エ・シェル等は専ら補給を受けてゐる状態であり、特にサルト縣の如きは、五萬以上に及んでゐるのである。以上の點から見れば、部隊兵員數を三萬とすれば、推定所要量十二萬カントオには近い補給が行はれた譯であるが、ヴァンデー地方の叛亂の規模から見れば、實際に動員された兵員數は更に上廻はる筈であり、又連絡の途絶、徵發の不徹底等の條件を考えれば、實際の補給状況は、遙かに悪化してゐると見るのが妥當のやうに思はれる。勿論増員以前の本軍團の補給については、或る程度見透しがついてゐても、流動状態にある全般の補給状況の把握は困難であり、唯、戦亂に伴ふ補給地域の相互的な交流の事實のみしか掌握出来ないように思はれる。

ブレスト軍港方面區域の補給必要量は、十六萬カントオが必要であるとされてゐるが、資料には直接、補給の指令を記した記事はない。艦船を含めた軍港在留部隊を四萬名とすれば、八ヶ月分としては正しく合致する量に當るのであるが、本軍團駐留部隊の補給に關しては、ラ・ローシェル、シェルブル等を含めた西部方面軍の補

Armée de Côtes de Cherbourg (シェルブール軍團)

兵員數

17,000

補給地域

Seine-Inférieure, Orne, Calvados, Manche,  
Eure (moins du Andelys et Evreux).

補給地	被補給地	補給量	補給日	給日
Bernay	Orne	50,000	94. 1.17	(五六)
Calvados	Seine-Inférieure	13,000	94. 2. 4	(五七)
Rouen	Seine-Inférieure	20,000	94. 2.27	(五八)
Donfront	Orne (Montagne)	6,000	94. 3. 1	(五九)
Pont-Aude-Mer	Eure (Verneuil)	12,000	94. 3. 4	(六〇)
Magasins Nationaux	Seine-Inférieure	6,000	94. 3. 7	(六一)
Eure (Mans)	Sarthe (Louviers)	20,000	94. 3.12	(六二)
Eure (La Ferté)				
Calvados	Orne	2,000	94. 3.25	(六三)
Eure	Orne	8,000	94. 4. 7	(六四)
Pas-de-Calais	Seine-Inférieure	12,000	94. 4. 7	
Calvados	Calvados	10,000	94. 4. 8	(六五)
Eure-et-Loire (Chateaufort)	Orne	1,200	94. 4. 8	
Calvados	Orne	20,000	94. 4.15	(六六)
	Total	180.200		

Commission des Subsistances の食糧補給政策を廻る諸問題 (鈴木泰平)

(三三七)

六九

給に含まれてゐる分もあると思はれるので、本軍團の補給擔当地域からの補給資料を缺いてゐても、軍團そのものゝ補給が行はれなかつたとは断定出来ない譯である。しかし、いづれにせよ、同方面部隊からの公安委員會宛報告を見れば、補給が充分ではないことは立證される所である。

シェルブール沿岸部隊の補給は、資料をそのまま見ればオルヌ、セーヌ・アンフェリュウが部隊補給の中樞となつてゐるせいか、兩縣が壓倒的な量の補給を受け、それより駐留部隊に廻はされた形をとつてゐるようである。勿論、この中には相當量の民間供給分も含まれてゐる譯であるから、部隊が受けた補給量を正確に算定することは困難であらう。カルバドス駐留の同軍團付委員ラプランシュ

Armée de l'Interieur (内地駐留軍團)

兵員數

補給地域 Loir-et-Cher, Creuse, Cantal (moins de Aurillac), Haute-Loire, Puy-de-Dôme, Allier, Nièvre, Yonne, Indre.

補給地	補給地域	補給量	補給日 指 令 日
Gannat, Cusset	Puy-de-Dôme	30,000	93.12.27 (一)
Allier	Cher	8,000	93.12.29 (二)
Cher	Allier	40,000	94. 1.11 (三)
Cher	Puy-de-Dôme	40,000	94. 1.11 (三)
Indre	Cantal (Mauriac)	12,000	94. 1.17 (四)
Loiret	Yonne	12,000	94. 1.18 (五)
Indre	Cantal (Mauriac)	12,000	94. 1.21 (六)
Indre	Argenton	15,000	94. 1.25 (七)
Indre	Indre (La Châtre)	10,000	94. 2.25 (七)
Puy de Dôme	Puy de Dôme	51,000	94. 2.22 (八)
Loiret	Allier	45,000	94. 2.22 (八)
Indre	Cantal	12,000	94. 2.27 (九)
Yonne	Yonne	12,000	94. 2.27 (一〇)
Creuse	Limoges	6,000	94. 3.15 (一一)
Puy-de-Dôme	Puy-de-Dôme	15,000	94. 3.15 (一一)
Seine-et-Oise	Nièvre	20,000	94. 3.22 (一二)
Seine-et-Oise	Indre	10,000	94. 3.22 (一二)
Seine-et-Oise	Yonne	20,000	94. 3.22 (一二)
Haute-Loire	Cantal	15,000	94. 3.27 (一三)
Puy-de-Dôme	Puy-de-Dôme	6,000	94. 4.14 (一四)
	Total	391,000	

史 學 第三十卷 第三號

(三三八)

七〇

の報告によると、同方面軍<sup>(六七)</sup>の補給量は約十萬六千カント必要であると云つてゐるのを見れば、これは同部隊のほぼ一ヶ年分に相當するのであるが、當面の情況からして、一ヶ年分ではなく、後方部隊を含めた兵員の恐らく半ヶ年分位を想定したものゝやうに考えられる。しかし、本資料を通じて見られる特徴的なことは、ブレスト部隊の場合と同様軍團向けの直接補給の事實がないことであり、これは相當重視すべきことゝ

## Armée de Paris (パリ軍團)

兵員數  
補給地域

Eure (districts de Évreux, Andelys) Eure-et-Loir  
(Chartres, Joinville, Dreux), Paris, Oise, Aisne,  
Seine-et-Marne, Seine-et-Oise.

Gonesse, Melun	St. Denis	10,000	93.12.22	(一六)
Aisne	Nord (Avesne)	6,000	94. 1. 6	(一七)
Aisne	Nord (Landrecis)	30,000	94. 1.23	(一八)
Seine-et-Oise (Mantes)	Seine-et-Oise (Dourdan)	20,000	94. 3.16	(一九)
Seine-et-Oise	Nièvre	20,000	94. 3.22	} (二〇)
Seine-et-Oise	Yonne	20,000	94. 3.22	
Seine-et-Oise	Seine-et-Oise	10,000	94. 3.24	(二一)
Aisne	Ardenne	20,000	94. 3.28	(二二)
Aisne	Yonne	10,000	94. 4. 5	} (二三)
Aisne	Meurthe	20,000	94. 4. 5	
Eure	Paris	60,000	94. 4. 7	} (二四)
Seine-et-Marne	Aube	4,000	94. 4. 7	
Seine-et-Oise	Seine-et-Oise	14,000	94. 4.13	(二五)
	Total	244,000		

Commission des Substances の食糧補給政策を廻る諸問題

(鈴木泰平)

(三三九)

七一

内地駐留部隊の補給に關しては、兵員數が正確に判斷出來ないので果してどの程度の補給が求められ、どの程度充足したかは不明である。本表に關する限り、此の守備隊の補給地域内では、セイヌ・エ・オワーズ、アンドル、シエルの諸縣が比較的に補給能力があり、他の地域は相互的な交流を行つてゐることが分るが、此の中どの程度、駐留部隊の補給に廻はされたかは判定出來ないのである。兵員數に關してはブーシヨット將軍の編成

### (五)

云はなければならぬ。オーラル等に據ると、殆んど補給を求めてゐないのでその點からすれば、矢張り後方基地周辺諸縣への軍のエタピエによる徵發も或る程度順調に行はれ、全體としては先づ満足すべき状態であつたと思はれる。

した在籍軍隊の實數は、約八十萬であるから第一線部隊の總數(七十萬)から引けば、十萬程度であつたことが推察出来る譯で、これが後述する如き外國輸入食糧二十六萬カントオ(一般民間用を含む)の補給が必要であつたとすれば、別表の示す如く、軍團に對する補給は相當悪かつたことが推察されるのである。

パリ軍團の補給地域は、パリ市の補給地域と同様であるが、パリ軍團の兵力が不明確なので補給情況は正確には判定出来ないが、補給地域が同じであるため、パリ市の情況から大體推論することが出来るのである。パリ市が、補給に關して、軍團補給と同様の重要性をもつて扱はれるべきことは、既に、九三年十一月五日に決定され、<sup>(二七)</sup>ディエップを始めセーヌ、アンフェリユールの四ディストリクトが毎週一萬カントオの補給割當を受けて居り、更にユール縣が六ヶ月に亙り二十六萬三千八百三十二カントオ<sup>(二八)</sup>の責任を負はされて、早くから萬端の準備が整えられてゐたのである。しかし、ノール戦線の緊迫化に伴つて履行されないため、九四年二月十七日、公安委員會は百四十萬カントオ<sup>(二九)</sup>のパリ向けの特別割當をソアソン以下十六のディストリクトに命じ、九四年二月二十七日より二十日間の期限付で調達を命じたのである。<sup>(三〇)</sup>この結果、同方面責任者イゾレが報告してゐる如く、<sup>(三一)</sup>約十日間で百萬カントオの補給が行はれるに至つたが、其の後、パリ地區の補給に關しては、特別の處置がとられず、又輸入食糧の割當も行はれてゐない所から見れば、同地區の補給問題は存外早く見透しが得られたようである。従つて、この點より見れば、同地區の軍團補給にはさして問題がなかつたやうに思はれる。尚パリ軍團に關する資料によれば、直接、パリ軍團の補給の數字を得ることは困難であり、約四十萬カントオの動きを見ても、殆んどパリ補給地域以外に向けられてゐることが指摘されるのであるが、このことは、又他面、パリ市向けの特別補給が順調に行はれたことを立證する材料にもなるものであらう。



(六)

以上の十四箇軍團の補給資料を通じて得られた補給量は、推定額を含めて、ほぼ、三百四、五十萬カントォに達してゐるが、此の補給量の算定は、兵員の増減、補給期日の變動等により多小の相異がある譯で、勿論正確には判定し得るものではない。この補給量に關して、先ず問題になるのは、指令された量が、果して確實に各軍團に到着してゐるかどうかと云ふことである。資料に據れば、各軍團からの報告には先ず皆無と云つても良い位、それを證明してゐるものはないが、食糧委員會が徵發及び調達を要請した地域の中、命ぜられた量や期間内の輸送が行はれてゐない場合には、必ず代替地區が指定されてゐる事實があるので、先づ大部分は、別表に近い補給が行はれてゐるものと思はれる。その上、各地區の革命委員會、地方派遣委員、經濟法令違反監視機關等の恐嚇政治の實施機關の存在を考え、又ラン軍團の場合に現はれてゐる如く、嚴しい市場管理や革命裁判所の行動に照し合はせて見るならば、恐らくこの命ぜられた額の補給は完了したものと斷定出来るのではあるまいか。處でこの補給量は、元々軍團のエタピエの調達では賄え切れなかつた絶對的な不足量に當るものであり、しかも、不足量を補ふには、その量は極めて遠く、依然として、不足の状態は存續してゐたのである。このためには、當然この縣内補給を補ふ別の對策があつた筈であり、又なければならぬものであつた。しかも、これには一般市民の補給も含まれてゐるのであるから、その對策には、相當の規模のものが考へられる必要があつた譯である。

其の對策は、一つは國內農産資源の徹底的な利用、開發による農産物の増産と調達面に於ける技術的な改善であり、

一つは、外國からの輸入買付とであつた。この國內農産資源の開發に關しては、既に、九三年十二月に、その基本的な構想を見出すことが出来るが、そのプランによれば、大體、直接的な休耕地の利用、開發政策と革命政府の農業政策の修正とが考えられてゐるのである。未耕地及び荒地の利用、開發は勿論、この時に始めて考えられたものではなく、革命當初から廣く土地及び社會政策の面からもその扱いが考えられてゐたのであるが、この委員會の場合では、農地の最も効果的な利用が考えられて居り、同じ耕地で收穫を計る場合でも、如何なる種類の穀物が、如何なる性質の土地に適合するかが最大の問題になつてゐた。次いで、考えられたのは、未耕地に於ける種蒔の奨励と増産の促進であり、これに關聯する利用可能地の調査と收穫量の算定であつた。<sup>(二)</sup>換言すれば、直接的な利用開發政策と云つても、根本的な農作、農地改良政策と目前の緊急状態を切り抜けるための應急對策が建てられてゐたのである。この恒久的な政策と應急對策に關しては、委員會は、數多の指令を發してゐるが、特に、期待してゐたのは、種子用の小麥、大麥の緊急手配による増産であつた。これは、沼澤地、荒撫地の干澤、開發、輪作の禁止、麥類以外の作付制限等を通ずる、耕地の増大とブレの増産を目ざすものであり、特に、九四年二月以降になつて、種子用のブレの輸送手配が急速に行はれたのである。資料によれば、その手配された量は、一萬カントオを超え、スイス、オランダ、ドイツより約四十萬カントオの種子用麥類の購入を計つてゐるのである。<sup>(四)</sup>この増産政策と平行して考えられたのは、主要食糧の代替物―馬鈴薯―の生産であつた。<sup>(五)</sup>これ以外に、當面の増産應急對策としてとられた方法としては、調達供給の技術的過程の改良、改善による調達の圓滑化があつた。この中の一つは、脱穀能力の向上であつて、元來、脱穀はフランス農民のもつとも苦しい労働の一つであり、平時に於いてさえも、秋に終はるべきものが、屢々、冬まで延ばされざるを得ない状態にあつたのであ

るが、<sup>ルセニ・アン・マス</sup> 總員令の公布後の著しい労働力の不足によつて、補給上の重大課題になつてゐたのである。戦時下の、所要時間  
に於ける脱穀能力は、全国平均で供給量の二分の一に過ぎず、<sup>(六)</sup> 後は脱穀されないまま長期開放置されて居り、其のため、  
脱穀の能率を擧げるのに、<sup>ムーラシテ・バブクル</sup> スイス製の蒸氣脱穀機の採用も考えられ、<sup>(七)</sup> 同時に又、軍隊より <sup>トルーフ・アグリコール</sup> 農耕部隊の編成も行はれ、  
労働力不足の一翼を擔ふことも考えられたのである。

増産並びに收穫能率の向上と相俟つて補給の増強策として取り擧げられたのは、輸送手段の全面的な刷新であつた。  
元來、道路事情の悪いフランスの悩みは、輸送能率が極めて悪いことであり、この面に於いて強化刷新の必要が最初に  
問題になつてゐた。この必要が如實に感ぜられた契機は、<sup>(八)</sup> 尨大なパリ向けの食糧輸送が問題になつた時であり、このパ  
リの補給に關聯して、陸海兩面に於ける運輸行政の刷新が企てられるに至つたのである。軍隊の移動及び物資の輸送  
上、特に難點であつたのは、輸送時間がかゝり過ぎることであり、この結果、陸上輸送に代はる河川及び沿岸航路の利  
用が考られることゝなつた。このため河川荷役場所の整備、荷役能力の増強、荷役労働者への食糧増配<sup>(九)</sup>が實施され、從  
前以上の輸送力の増大が期せられたのである。

輸送に關聯して特に問題であつたのは、輸送費用の負擔の仕方であつた。元々、委員會の立前は、公定價格を基調と  
してゐたため、輸送費用に對しても、距離の遠近及び使用道路の別を問はず、劃一的な價格を決定し、それ以上の費用  
は、公設市場の賣買價格からとりはずして、一切、生産者の負擔<sup>(一〇)</sup>になつてゐるのが實情であつた。こゝに、穀物生産者  
の調達意欲が阻害される有力な問題點があつた譯である。九三年九月十一日制定の第二次公定價格令によれば、<sup>(一一)</sup> 穀物一  
カンタールの運賃は、本道經由、一リュウ當り五スウ、迂回路及び間道經由六スウに決められて居り、又、穀物の最高

價格は、次の如く決定されて、市場管理官の取締下に置かれて取引されてゐたのである。

			(單位リール)
le quintal de froment de lèr qualité			141.
"	"	farine de froment	201.
"	"	blé méteil	121.
"	"	seigle	101.
"	"	d'orge	91.
"	"	blé de Turquie	81.
"	"	sarrasin	71.
"	"	d'avoine	141.
"	"	son	71.
"	"	foin	61.
"	"	luzerne	51.
"	"	paille	31.

(112)

この運賃及び穀物公定價格は、九三年九月二十九日の全般的な生活必需品公定價格令制定の場合にも、何等變更を加えられず、そのまま適用されてゐたのであるが、何れにせよ、運賃に對する不満は深刻なものがあつた。それには、市場價格が嚴重に統制され、その上、仕拂通貨がアッシニヤである不満が加えられてゐたからである。従つて、單に、運賃政策と云つても、これは、廣く賣買價格を含めた物價政策及び通貨政策の觀點から検討さるべき、廣範な問題の一領

域であつた譯であり、單に、補給意慾を刺激する以上の困難な問題に關聯してゐたのである。

委員會は、運賃に關し、結局、國有倉庫及びマルシエまでの國家負擔を決定し、生産者の意向に副うこととしてゐるのであるが、これは、公定價格の遵守を立前とする、委員會自身の根本方針に全く反するものであり、少くともマルシエの機能に重大な變化を將來する動きであつた。元來、公設市場は、フランス穀物經濟の中樞としての機能を果して居り、マルシエ以外の場所に於いては、特別の例外を除いては、調達、購入は生産者、消費者共に認められず、しかも、極く僅かの部分が、パン製造業者及び穀物商人の自由取引に供せられるに止まつてゐたのであるが、然し、その部分のみにせよ、原則的には、市場での賣買は自由であつた。この機能は、九三年八月まで存続したが、穀物供給を圓滑にするため自治體に公設市場の設置を許す權限が與えられると、自由な取引は、禁止され、更に、公設市場以外に於ける一切の取引が認められなくなると共に、穀物の分散を阻止する點から舊市場以外の新市場の設置は見合はされることとなり、市場は、單に、穀物供給及び統制のための公的な仲介場としての機能しか持たないものになつてゐた。従つて、市場の管理責任者の立場にある縣は、既存の供給區域及び調達區域のリストの作成、農産物の質及び量の記録、生産物の供給量、調達量及びその取引年月日の記録、生産物供給及び購入者のリスト等の作成に追はれ、市場管理官は、事實上、その實施機關になつたが、現實にはこの手續の煩雜さは、少からず補給の障害になつてゐたのである。處で、この市場管理官の最も本質的な仕事は、九月十一日の穀物公定價格令の實施にあつた譯であるが、既に、軍團のエタピエが屢々さうであつたやうに、事實上、公定價格令による取引は、困難になつてゐたのである。勿論經濟法令の違反者に對する「恐嚇」が嚴重に行使されてゐる場合に於いては、餘儀なく法令は守られてゐたが、そうでない場合は殆んど死文

化して居り、又「恐嚇」の嚴重な實施は、屢々反對の結果を生んでゐたのであつた。<sup>(一六)</sup>同様のことは、製粉業者及び製パン業者の場合にも云えることで、共に兩者は、製粉、製パンの際、原料の混入の仕方と製品の規格化及びアッシニヤによる仕拂を求められ、特に、余剰原料の賣買は、嚴禁されてゐたが、一個の單なる賃銀労働者に隨してゐた、彼等の不満は、當然、粗悪な製品の放出と公定價格を二倍及至は三倍上廻はる手数料要求を將來してゐたのである。

この一聯の公定價格不信の動きは、結局、運賃の場合と同様であり、運賃の値上を通じて事實上、委員會は、現實に自ら物價體系の崩壊を認めざるを得ない立場に追い込められてゐたのであつた。従つて、委員會は、物價體系の根本的な修正の中に、補給の現實的な成果を求めようとした譯である。

補給の効果を阻止してゐた他の問題は、云ふまでもなく、アッシニヤに對する不信であつた。元來、國民公會は、アッシニヤを唯一の通貨として、其の強制的な流通による、額面價值の維持に努め、公定價格の如きも、本來は、物價よりもアッシニヤの流通價格の安定を期したものであつたが、その努力によつて九四年三月から七月にかけて略々五〇パーセントの額面價值を維持し、<sup>(一七)</sup>大體見透しがついたのである。しかし、其れにもかゝらず、依然としてアッシニヤの不信の念は強く、特に穀物の調達、供給に於けるトラブルは各地に見られる所であつた。このため、委員會は、仕拂をアッシニヤ、硬貨を各々半分にし、或ひは外國購入の際は、硬貨による仕拂の手段を講ずる他はなかつた。この結果、委員會は、通貨政策の修正を行ふことによつて、補給の効果と調達面の圓滑化を計つたのである。

補給政策として、最後に考えられたのは、國有財産に於ける小作料(税金)の物納化による穀物の取得であつた。税金の、物納化による穀物徵發の構想は、元來九三年八月二十三日のルヴェ・アン・マスの實施に關する地方派遣委員宛

(一八)の指令で具體化して居り、委員會は、改めてそれを再確認すると共に實施に乗り出したのである。指令によれば、<sup>(一九)</sup>國有財産に在る小作人、管理人及び債務者は、税金を現物で納め、又穀物保有者、土地保有農民も前年度の全部及び九三年の三分の二に當る税金を穀物で納めることが要求されて居り、その評價はマルシェの價格に従ふものとされてゐるのである。又九三年十一月六日には、現物地代の條件以外に於いては、<sup>(二〇)</sup>國有財産の貸借を認めてゐないのであるが、この現物に依る徴税は、確かに、潜在的な穀物を誘引するには妙手であり、計算外の多量の穀物の集積が可能になる筈であつた。これは、云はば、補給の國內的な對策としては、最後の切り札とも云える譯である。

扱て、税金の現物化を通ずる穀物の補給増強は、法令に關する限り、他に規定を伴つてゐないのであるが、若しも、この通りの形に於いて、目的遂行を期してゐるとするならば、當然、これは、革命農業政策乃至は廣く社會保障政策の微妙な推移を反映してゐるものと考えられるのである。

こゝで、先づ考へなければならぬのは、國有財産の相當の部分が分割されず又、分割しない方針のまま一種の共有地の形に於いて、農民と國家の間に小作契約が結ばれてゐる事實であろう。凡そ、革命政府の農地、農民政策ぐらい革命政治の中樞的地位を占めてゐると共に、その本質を如實に反映してゐるものは、他にないのであるが、本來、ジャコバン派革命政府の理想は、反革命派の土地沒收によつて獨立自營小土地所有者を創設し、これを基幹とした民主的社會の創設にあつた譯であり、少くとも、僧侶より沒收した第一次國有財産は、既に、或る程度、革命の犠牲者に分割されて、社會保障の理想と「恐嚇」は微妙な一致を見せてゐたのであつた。しかし、土地分割と讓渡に關しては、大規模經營による經營の合理化と農産物の商品化に求めるものと、基本的な最低必要の土地の分割を求めるものとの間には、

自ら、革命に理想を求める仕方相異があり、特に、後者（小土地所有者を除く小作人、折半小作人及び農業プロレタリアート）は、その譲渡の方法として、共同購入を通ずる小土地の所有を求めてゐたにもかゝらず、前者は、既存の土地の擴大を求め個別的な大規模な購入による大農地の經營を理想としてゐたのであつた。この農地の經營規模及び小土地所有者の創設の仕方如何は、革命の中樞的なイデーにも關するものであり、結局、その實施は、分割の原則によつたのであるが、結果に於いては、獨立自營小土地保有農民の創設から離れて一部の富裕農民及びブルジョアの土地所有を擴大するに止まり、當初の理想から遠く離れて仕舞つたのである。もとより、これには、國民公會が本質的に農民を知らず、ブルジョアの性格の濃かつたのにもよるのであるが、何れにせよ、土地分割を通ずる、社會保障の理想と恐嚇政治は、本質的には一致してゐなかつたのである。土地保有及び分割の理想は、次いで第二次國有財産である、エミグレの接收財産の賣却に持ち越されたが、これもアッシニヤの擔保價格を増す政策の犠牲によつて實現されず、最後にヴァントーズの法令による、革命的な方法を待望することとなるのであるが、本來、社會保障のために國家の干渉を求めるものと、貧困階級の絶滅と富の増大のために、個人的創意を求めるものが同居してゐる革命政府の中に、その實現を期待するのは、困難であり、強固な一つの意志（二二）がない限り、財産の階級間の移轉は希み得るものではなかつた。従つて、國有財産の小作人の中に補給の源泉を求めることは、少くとも、小土地保有の理想に破れた人々がその大部分である限り、又土地政策が補給の誘引政策として平行して掲げられない限り、相當の困難を伴ふことは充分想像出来る所である。従つて、國有財産内に於ける、耕作人の余剩穀物摘發のため、屢々、家宅搜索が行はれたのは、理解の容易な所と云えよう。換言すれば、元々、國有財産の中に潜在的な補給源泉を見出し、もつとも積極的な協力を求める政策として



は當を得てゐないと云うべきであり、又文字通り、フランス革命の農業政策の當否が判断さるべき微妙な政策でもあつた。偶々、補給政策の轉開に際して、露呈されたフランス革命の推移は、かくて、同時に改めて、恐嚇政治の困難さを立證するものでもあつたのである。

(七)

補給力増強策としての、以上の成果は、處で、如何なるものであつたらうか。残念乍ら、それを立證する具體的材料はないが、事態の推移は、明瞭に國內政策が便宜的であり、殆んど、現實の問題解決には寄與してゐないことを立證してゐるのである。従つて、尨大な量に達してゐる不足分は、國外に補給源を求める以外に、方法がなかつた次第であつた。

補給の源泉を國外に求める動きは、既に、九三年前半から具體化してゐたが、<sup>(二)</sup>又委員會發足當初に於いても、計畫的にそのプランは検討されてゐたのである。

外國買付の大規模な計畫が建てられたのは、九三年十月六日に至つてからのことであるが、此の時は、一應、六十萬の軍隊が、四ヶ月消費する量を目安にして主として<sup>(三)</sup>ダンチツヒ、ハンブルグ、シシリ、ヂェノア、レヴァント、アメリカからリズ百萬カントオ、小麥十萬カントオ、小麥粉一萬樽、裸麥二萬五千カントオの輸入を目論み、又海軍は一ヶ年分の小麥百萬カントオのバルト諸國からの輸入を決定し、更に、その配分、買付方法等を決定してゐたのである。従つて、委員會の手による、外國買付も過去一ヶ年に渡る經驗を経た上でのことであり、同じ買付とは云え、其の規模

は更に大きく、又それには新鮮な方法も考えられる余地があつた。

この委員會による外國購入が、具體化したのは、九三年十一月三十日の通商委員會 (Agence de Commerce extérieure) の設立によるのであるが、その設置を規定した公安委員會宛の報告によれば、(一)外國からの穀物輸入に關しては、委員會とは一應、獨立した統轄機關として、アジヤンストド コメルス 通商代行委員會を設け、(二)必要原料及び必要品の購入に當ると共に必需品の製造に當り、(三)余剩物資の輸出に努力し、原則的には、實施機關は、民間貿易業者があたることが決められ、且調達實施機關は、フランス共和國との取引上の思惑は、嚴禁されてゐるのである。食糧委員會は、要するに、民間團體をアジヤンスの適當な指導運営下に置いて、必要物資の調達に當らうとする譯で、今後は、通商實施上の技術的方法のみが問題であつた。しかし、公定價格の制定によつて、自らフランスを、事實上、自己封鎖の形に追ひ込んだだけに、新たに民間機關を利用して、通商活動を再開するのは至難であり、又、通商の基本的な基調を所謂貿易の國家統制エタティスムに置くか、自由主義な貿易業者の創意に置くかは、九四年の革命政治の段階に於いては決め兼ねる微妙な問題であつた。

扱て、外國からの購入に當つて、先づ問題であつたのは、購入資金の調達であつた。九四年十二月現在、委員會が自由處理するのを認められた金額は、一億リーヴルであるが、此の中、海外買付に使用し得るのは、五千萬リーヴルであり、其の後、屢々、追加要求が國民公會になされてゐる點から見ても、大量の買付には、不足してゐるのは明らかであつた。この結果、九四年一月には、外國購入資金として、更に、國民公會より一億リーヴルの支出が認められ、合せて國家支出は、一億五千萬リーヴル見當に上つたのである。<sup>(四)</sup>しかし、九三年十二月二十九日に、金融業者、貿易業者の協力を求め、更に國外にあるフランス人所有の外國證券及び貿易資金を委員會の處理に委せるのを決定してゐることか<sup>(五)</sup>

ら判断すれば、所要資金の調達は、相當に困難であつたのが想像されるのである。委員會が、國家資金をその後、どの程度受け取つたかは、史料に據る限り、不明であるので詳細は知り得ないが、何れにせよ、不足勝ちであつたのは確かであり、別途に調達の方法が求められなければならなかつた。

この國家資金の涸渇状態に於いて、有力な援助申し出をしたのは、パリの銀行團によるクレヂット設定の申し入れであつた。<sup>(六)</sup>これによれば五千萬リーヴルの融資が見越まれて居り、結局、委員會は、この融資に依據するのを決定したが、この際、委員會は、小數の金融資本家の國家支配を免れるため、輸入業者の管理及び輸入代金の處理につき、保安委員會の監督を求めることとし、しかも輸入業者に對して同額の義務的輸出を命じたのである。この民間資本の参加は、直接的な管理下に置かれたとは云え、事實上、貿易の國家管理の明白な後退を意味して居り、既に、運轉資金の調達に於いて、斯様な形で金融資本が參劃してゐるのは、注目すべきことと云はなければならぬ。

委員會が調達機關として設けたのは、通商代行委員會（アジャンス）であるが、これは、中央の云はば出先調達機構であつて、その主なるものにはバイヨンス、（プレストとローリアンを統合）ボルドー、マルセイユ及びアジャンス・アブリク、アジャンス・ド・ブルグ・リーヴル等があつた。通商及び植民地取引に關しては、既にボルドー方面の地方自治體が、主として、貿易商人からなる通商委員會を設けて活動してゐたのであるが、貿易統制及び調整の必要からと地方的利益のみに走つて國家的利益を忘れ勝ちであるために<sup>(七)</sup>斯様な統轄機關が設けられたのである。しかし、アジャンスの設置は、必ずしも、其の目的に副い得るものではなかつた。何故ならば、アジャンスと云えども、事實上の活動は貿易、金融業者に委されてゐたからである。

買付に關して、より効果的な方法は、外國商社乃至は國內商社に直接請負させる仕方があつた。<sup>(八)</sup>これは、當面の緊急事態に應ずる最も効果的な役割を果して居り、アジャンスよりは遙かに早く、尨大な量の買付に成功したのであつた。

買付に關して、次に重要な問題は、買付機關の設置統制よりは、仕拂制度とその運用の仕方である。購入価格は、國內物價體系の建前からすれば當然公定價格に則る譯であるか、運賃手數料等を加算すれば、到底公定制では不可能であり、こゝに購入價格は、公定制から除外されて取引の自由契約に委され、<sup>(九)</sup>同時にアッシニヤに代つて硬貨が支拂手段に決定されたのである。仕拂地は原則的には、國內に決められてゐるが、仕拂の便宜上、主要港灣に食糧金庫が設けられ、又、外地出先機關の所在地に送金する方法も併用されてゐたのである。その送金先の最大なもの、ゼノアであり、各地に送られた總金額は、四千萬リーヴル<sup>(一〇)</sup>に上つてゐるのである。取引先は、主として、アメリカ、ドイツ（ハンブルグ）、スエーデン（コペンハーゲン）、トルコ（コンスタンチノーブル）、ゼノア、ネーブルス、スイス（バーゼル、ジュネーヴ）及び北アフリカに及び、その買付量は、原則として見返りの輸出額に限定されてゐたが、<sup>(一一)</sup>實情は、輸出が、貴金屬、寶石等の若干の物資に限られてゐるため思ふように振はなかつたようである。この輸出に關して、注目すべきことは、輸出は原則として承認制であるが、<sup>(一二)</sup>オーラル、カロン等に金額の單位が少いにもかゝらず、輸出認承を求めてゐる記録が極めて多く見られることである。<sup>(一四)</sup>これは、輸入代金の見返りとして、政府が輸出獎勵を行つたことにもよるが、資本家の國外取引への實質的な參劃を意味するものとして、極めて、重視すべきことであると云はなければならぬ。

國外買付に關して、最後に又根本的に重大なことは、物資の輸送方法<sup>(一五)</sup>であつた。アルプ國境の如き場合を除き、大半

は船舶に頼らざるを得ないのが實情であつたが、結局、中立國船舶の利用が最も確實であり、デンマーク、スエーデン、アメリカ在籍の多くの船舶の出入の記録を見出すことが出来るのである。

委員會の國外買付は、凡そ、以上の制度と方法とにより、活潑に行はれ、購入契約及び請負總額は、九百八拾五萬四千五百カントォに達したのである。<sup>二六</sup>この中、九十四年四月六日現在で、入荷が見込まれたのは、二百七拾九萬カントォ<sup>二七</sup>であるが、實際に入荷したのは、僅か五拾萬五千六百カントォでありしかも入荷見込のついた二百七拾九萬カントォは、四月現在に於ける必要量の二分の一<sup>二八</sup>に過ぎないのである。換言すれば、九十四年四月に於ける不足額は、ほぼ、五百五拾八萬カントォであり、調達されたのは、約一割に満たない計算になるのである。この量は、軍團推定不足量（八ヶ月推定、四百萬カントォ、四ヶ月推定二百萬カントォ、兵員年間推定需要量一年一人六カントォ、兵員百萬と推定して）には、到底及ばないものであり、又此の供給決定量が、軍團以外の一般住民のも含めてゐる點から見れば、軍團に廻はさるべき量は、結局、驚くべき程僅少量になつて仕舞ふ譯である。斯様に考へて見るならば、革命フランスの正規軍は、結局少くともカロン等の史料に現はれて來ない國內市場と一般生産者よりの驚くべき強制徴發か優先買占かの方法に頼つてゐたと推定する他はないのである。其れ故、補給に關してとられた、委員會の精力的なしかも多面的な活動は、殆んど成果を得なかつたと云ふことになるのである。この事實は、一體如何なる關聯を革命政治の推移の中に持ち、革命フランスの對外政策に如何なる意味を持つてゐることであろうか。恐らく、極く一般的に云えることは、補給を通じての現實の動きが證明する如く、エタテイズムの方式が、事實上、無効であり、恐嚇政治の則る、基本的な食糧經濟政策が、その基本的なイデーを捨てるべき時期に際會してゐると云ふことである。食糧委員會が、九十四年の四月

十九日に事實上、機能を停止し、代つて、食糧商業委員會が、新しいイデー——自由取引——を持つて登場してきたのは、誠に肯けることであつた。

エタティズムより自由主義へ。この食糧政策の背後に流れてゐる新しいイデーこそ、近き將來に於ける、ロベスピエール政府批判の一大轉機になつてゐるものであり、反ロベスピエール戦線は、この領域に於いても、事實上、準備されてゐるものと云はなければならなかつた。同時に又、補給政策の失敗は、革命フランスの最終的な念願である、自然國境の一つライン區域の獲得を諦めさせる根本的な事態でもあつた。

註 序論及び本論(一)

- (一) 拙稿「L'A II に於ける Approvisionnement の問題」(史學二九ノ三)参照。
- (二) 革命フランスの正規軍の實數は、約百萬と見られてゐるが、これは、一七九三年一月二十五日の國民公會で定められた五拾萬二千八百名に同年二月徴收の決定した三十萬名を加え、更に九三年八月の總員令による徵募兵を加えた概數であつて、Villat の如く實數七十萬と計算してゐるものもあり、(Villat, La Révolution et l'Empire (1789~1815), Tome. 1, p. 283) 決定的なものではない。先づ九拾萬か百萬近いのが實數に近いと見て差し支えないやうである。總じて革命正規軍の兵力を算定することは極めて困難であり、本稿に記録された數字も出來限り地方軍團付委員の回答を検討し、又補給量等から推定して見たが、公安委員會の記録等にも見られる如く、部隊の移動が相當瀕繁に行はれてゐるので、二、三確定的に算定し得なかつた所があつた。Herlaut も述べてゐる如く、軍團乃至は個々の駐留軍の實數の算定は、不可能に近く、公安委員會の如き中央機關でも正確な實數を把握出來ない状態であり、そのため全般的な軍需補給の基本的な政策の施行には大きな支障があつた。(Herlaut, Le Colonel Bouchoffe, Tome 1, p. 198)。

(三) 拙稿「L'A II に於ける Approvisionnement の問題」史學(二九ノ三)七五頁参照。

- (四) Aulard, Recueil des Actes du Comité de Salut public avec La Correspondance officielle des Représentants en mission et de Registre du Conseil Exécutif Provisoire, Tome. IX, p. 756~768 et Tome. X, p.57.  
 ラン・モーゼル軍團付委員 Lacoste. Baudot の報告に依れば、ナンチナー區域に對する同方面軍の作戰は、補給の面で最大の成果を現し、國內の補給に依存し得ない現在、その成果は Subsistance の面では多大であつたとしてゐる。
- (五) Pierre Caron, La Commission des Subsistances de l'AI (Procès-Verbaux et Actes (Collection de Documents inédits sur L'Histoire Économique de la Révolution Française), Paris 1925, p. 8~9.
- (六) Caron, op. cit., p. 7
- (七) 拙稿「前掲論文」七五頁
- (八) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 7.
- (九) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 7~8.
- (一〇) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 9~10.
- (一一) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 20.
- (一二) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 48~9.
- (一三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 40~3.
- (一四) Aulard, op. cit., Tome. X, p. 188 et 257. 公安委員會指令(九四年一月二十二日付)第九號による。
- (一五) Camille Richard, Les Fabrication des Guerres, p. 589~90 et 593~608.
- (一六) Robert Werner, L'Approvisionnement en pain de la population du Bas-Rhin et de l'Armée du Rhin pendant la Révolution (1789~1797), p. 401.
- (一七) Aulard, op. cit., Tome. X, 188 et 257.
- (一八) Aulard, op. cit., Tome. IX, 756~68, Tome. X, p. 57.
- (一九) Werner, op. cit., p. 418.

(二〇) Werner, op. cit., p. 417~8.  
 (二一) Caron, op. cit., p. 19~20. Département, District の行政擔當官に對する通牒により、出來得る限り早く穀物收穫量及び人口調査を行ふこととしてゐる。

(二二) Caron, op. cit., p. 24.

(二三) 兵員基準量は二十四キントオであつた。(Werner, op. cit., p. 61) これより見れば兵員年間の基準量は六キントオになり、従つて百二十萬と見れば七百二十萬キントオになる譯である。(拙稿、前掲論文八一頁參照)。(尙、一キントオは五〇キロ)。

(二四) 明確にこれを指示してゐるものはないが、新しい收穫までの云々とある補給に關する要請は、オーラル、カロン等に多く見られる所であつた。

(二五) Lefebvre, Quatre-Vingt-Neuf, p. 111.

(二六) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 311.

(二七) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 48~9.

(二八) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 11.

③

(一) Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 690~7.

(二) Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 692~3.

(三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 53.

(四) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 103.

(五) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 140~1.

(六) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 214.

(七) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 262.

(八) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 274.



- (九) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 274.
- (一〇) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 283.
- (一一) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 301.
- (一二) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 307. 又三編ラントキの數算は、カロンの史録に於て。Anlard, op. cit., Tome. X, p. 563. 618. 718 及び三編ラントキに於て。
- (一三) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 344.
- (一四) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 344.
- (一五) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 376.
- (一六) Caron, op. cit., Fascicule II, p. 425.
- (一七) Louis Villat, La Révolution et l'Empire (1789 ~ 1815), Tome I, p. 283.
- (一八) Anlard, op. cit., Tome. IX, p. 701~2.
- (一九) Anlard, op. cit., Tome. IX, p. 702.
- (二〇) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 68.
- (二一) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 68.
- (二二) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 214~5.
- (二三) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 214~5.
- (二四) Caron, op. cit., Fascicule I, p. 346.
- (二五) Caron, op. cit., Fascicule II, p. 437.
- (二六) Caron, op. cit., Fascicule II, p. 481.
- (二七) Caron, op. cit., Fascicule II, p. 525.
- (二八) Caron, op. cit., Fascicule II, p. 558.

- (二六) Lefebvre, La Révolution Française, Paris 1951, p. 412. 『フランス國權』 Werner, L'Approvisionnement en pain de la population du Bas-Rhin et de l'Armée du Rhin pendant la Révolution (1789~1797), Paris 1951, p. 380. 『ルイ十六朝國權』
- (三〇) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 207~8.
- (三一) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 209.
- (三二) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 345.
- (三三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 362~3.
- (三四) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 455~6.
- (三五) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 311. Werner, op. cit., p. 380. 『據れば新收穫年度(九三年十二)の豫定量は三十二萬サントドネ』
- (三六) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 207.
- (三七) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 416.
- (三八) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 545.
- (三九) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 575.
- (四〇) Werner, op. cit., p. 395. 『Werner, op. cit., p. 380. 『據れば Grains 三十三萬サントドネ』
- (四一) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 207.
- (四二) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 317.
- (四三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 355.
- (四四) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 384.
- (四五) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 425.
- (四六) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 475.

- (四七) Caron, op. cit., Fascicule, II, p. 527.
- (四八) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 545.
- (四九) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 611

(四)

- (一) Caron, cit., Fascicule. I, p. 29.
- (二) Caron, cit., Fascicule. I, p. 43~4.
- (三) Caron, cit., Fascicule. I, p. 30.

Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 60. 尙、最後の三十萬カントオの中、三萬カントオは、イタリー軍用としてアルデーシユ縣に振り向かされた。(Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 207.)

- (四) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 127.
- (五) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 208.
- (六) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 456.
- (七) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 525.
- (八) Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 146. 公安委員會決定九三年十二月四日令よれば、ソーロン方面に増援のため、守備隊も含め一萬五千名に増強す。
- (九) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 177.
- (一〇) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 215.
- (一一) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 487.
- (一二) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 490.
- (一三) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 610.
- (一四) Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 61 et 749.

- (一五) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 86.
- (一六) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 177.
- (一七) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 203.
- (一八) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 220~1.
- (一九) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 241.
- (二〇) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 256.
- (二一) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 299.
- (二二) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 317.
- (二三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 370.
- (二四) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 378.
- (二五) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 499.
- (二六) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 503.
- (二七) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 558.
- (二八) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 591.
- (二九) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 607.
- (三〇) シャンデー地方の反革命運動及びその政治的、社會的背景については拙稿「シロンドの崩壊」史學(二二ノ二)参照。
- (三一) Bouchard, Prieur de la Cote-d'Or, Paris 1946, p. 191.
- (三二) Aulard, op. cit., Tome. XI, p. 560.
- (三三) Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 566~7.
- (三四) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 212.
- (三五) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 214.

- (三六) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 230.
- (三七) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 240.
- (三八) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 262.
- (三九) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 269.
- (四〇) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 298.
- (四一) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 363.
- (四二) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 447.
- (四三) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 447.
- (四四) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 456~7.
- (四五) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 468.
- (四六) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 468.
- (四七) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 538.
- (四八) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 552.
- (四九) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 564.
- (五〇) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 575.
- (五一) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 591.
- (五二) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 618.
- (五三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 275.
- (五四) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 622.
- (五五) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 248. Aulard, op. cit., Tome. X, p. 153~5.
- (五六) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 257.

Commission des Substances の食糧補給政策を廻る諸問題 (鈴木泰平)

- (五十七) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 311.  
(五十八) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 416~7.  
(五十九) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 424.  
(六〇) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 443.  
(六一) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 456.  
(六二) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 469.  
(六三) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 513.  
(六四) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 575.  
(六五) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 580.  
(六六) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 618.  
(六十七) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 128.  
⑧  
(一) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 169.  
(二) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 177.  
(三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 230.  
(四) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 260.  
(五) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 262.  
(六) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 271.  
(七) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 282.  
(八) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 383~4.  
(九) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 416.

- (10) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 416.
- (11) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 480~1.
- (12) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 503.
- (13) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 525.
- (14) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 618.
- (15) Herlaut, op. cit., p. 194~5.
- (16) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 144.
- (17) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 214.
- (18) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 274.
- (19) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 487.
- (20) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 503.
- (21) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 510.
- (22) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 527.
- (23) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 559.
- (24) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 574~5
- (25) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 623.
- (26) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 7.
- (27) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 12.
- (28) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 64.
- (29) Aulard, op. cit., Tome. XI, p. 219.
- (30) Aulard, op. cit., Tome. XI, p. 437~8.

(三二) Aulard, op. cit., Tome. XI. p. 598~9.

⊕

(一) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 88 et 91.

(二) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 90~1.

(三) G. Godechot, Les Institutions de la France sous la Révolution et l'Empire, Paris 1951, p. 342~3.

(四) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 662~3.

(五) Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 188~91. 馬鈴薯の植付には余程、熱意があつたらしく、従前見捨てられてゐたこの食糧

は、エロミナに缺へんかゝるものであり、これを得ることによつて食糧缺乏に乗ずる反革命派に機會を與えないと云つてゐる。

(六) Werner, op. cit., p. 369. 必要期限を二十日間以上も過ぎてゐる場合も屢々あつた。(Caron, op. cit., Fascicule. II, p. 402.)

(七) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 130 et 169. ヤヌ、アインフェリナール縣モンヴェイリエ所在アルフェリュエール區の

Société populaire の建議による。勿論、従來の製粉は水車の動力によつてゐた。

(八) Aulard, op. cit., Tome. IX, p. 219. Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 356.

(九) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 38, 40, 154 et 264.

(一〇) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 203.

(一一) (一二) Werner, op. cit., p. 238~9.

(一三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 83 et 203. Fascicule. II, p. 769.

(一四) Werner, op. cit., p. 306. 穀物の自由取引は、ジャコバン革命政府の指導者には至上命令であり、自由取引に依る價格の安定には常に全力を盡してゐた。既に市場價格の騰貴に伴ふパン價格の高騰は、民衆運動の有力な原因になつてゐたにもかゝらず

あくまで自由賣買の機能を失はせなため、ダンチヒ、ケーニヒスベルグ、リガ、アムステルダムから大量の穀物を市場に放出して價格の安定を期して居り、軍需補給が大規模に始まるまで基本的には、此の基調は崩されてゐなかつた。(Godechot, op. cit., p.

197~9)



(一五) Aulard の史料集ではこの類の報告は相當多い。

(一六) 恐嚇が嚴重に行はれてゐる場合に於いては、市場外の取引、農家の庭先取引、或ひは夜間取引が秘かに行はれ、又さうでない場合には、穀物補給者が市場に現はれるとあたかも包圍されたやうな状態になり、又購買者の一團が殺到して仕拂をしないで物資の奪い合を演じ或ひは又アッシニヤが低落した場合の補償金の約束を求めるものもあつた。(Werner, op. cit., p. 306~7)

(一七) アッシニヤの額面價值の回復には、ヴァルミイの勝利、徴税の好轉、強制公債の發行、エミグレ財産の接收による擔保價值の増大、アッシニヤの回收等が働いてゐた。尙、アッシニヤの九四年二月當時の價格は、地方により五—二〇%程度の差異があつた。(Godechot, op. cit., p. 156 et 336.)

(一八) Aulard, op. cit., Tome. VI, p. 73~4. (一九) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 88 et 96~7.

(二〇) Werner, op. cit., p. 385.

(二一) Lefebvre, Question Agraires au Temps de la Terreur. Paris 1954, p. 41 et 54.

(二二) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 285.

(註)

(一) 外國からの穀物輸入は、先づ九三年三月、當時の内務長官によるバルト諸國フロンからの小麥の買付及び九三年二月のゼノアからの買付が最初であつて、前者に於いては小麥約五十萬カントオ、後者に於いては約十萬カントオの輸入を見た。

(Caron, op. cit., Fascicule. II, 647~54.)

更に内務長官は同様にアメリカからフारीヌ一萬バール、小麥五萬カントオ、裸麥セイゲル二萬五千カントオの輸入を指令し、其他、シシリー、イタリーにも購入使節團を派遣してゐる。(Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 54~5. Fascicule. II, p. 654~5.)

(二) Aulard, op. cit., Tome. VII, p. 249.

(三) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 79~82. 此のアジャンヌ設置の報告は、オーラルの史料集には収録されていない。

(四) カロンの推定であつて、(Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 49.) 實際には、どの程度國外仕拂が行はれたかは正確を期し難い。

(五) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 183~4. (六) Caron, op. cit., Fascicule. I, p. 321~4.

- (七) Lefebvre, *Études*, p. 182.
- (八) 購入契約は、外國商社等の買付機關の請負制が原則であり、既に九二年十二月九日より事實上(委員會發足後)始められ、請負に關して委員會、アジャンス等が直接指示する所はなかつたようである。(Caron, *op. cit.*, Fascicule. I, p. 108).
- (九) Caron, *op. cit.*, Fascicule. I, p. 35.
- (一〇) 各地の食糧特別金庫が九四年四月現在、委員會經理部から受けとつた金額は、四十四萬リールであつた。(Caron, *op. cit.*, Fascicule. II, p. 630~2) (一一) Lefebvre, *Études*, p. 191.
- (一二) Aulard, *op. cit.*, Tome. IX, et p. 619~28. p. 719~22. 又その一例として、二十五萬リール相當の織物、貴金屬、葡萄酒をフィラデルフィアに送り、ブレの購入にあてゝゐる。(Caron, *op. cit.*, Fascicule. I, p. 209)
- (一三) 貴金屬、寶石等の賣却高の詳細は不明である。アジャンス・ダフリク五十萬リール、コペンハーゲン六十萬リール以外に個別的な輸出も多大にあつた譯であるが、總額の算定は史料による限り不明である。Aulard, *op. cit.*, Tome. XII, p. 438, et. 501. 尙、Lefebvre, *Études*, p. 194. 參照
- (一四) 輸出認承申請は、九四年一月三日のバーゼル、ジュネーヴ宛の貴金屬類申請を始め、一月半ばより四月の委員會解散まで、殆んど連日、記録に現はれてゐる。(Caron, *op. cit.*, Fascicule. I, p. 193) 尙、取引國との貨幣價値の相異乃至は交換比率によつて輸入が割高になつてゐるのは、當時の實情としては當然であり、そのため履く輸出はその差を利用する投機の目的に供される方が多かつた。交換比率が史料で出てる一つの例としては、デンマークから鹽鯖輸入に關してロンドン、ハンブルブルグ相場二百拾リールが、一スターリングに決められてゐるのが見られる。(Caron, *op. cit.*, Fascicule. I, p. 211)
- (一五) Caron, *op. cit.*, Fascicule. I, p. 170 et 332. 具體的な方法は、せいぜい中立國船舶の利用の程度に終つたようである。
- (一六) Caron, *op. cit.*, Fascicule. II, p. 661. 所載 *Appendice III* に據る。尙、支拂豫定總額は一億二千六百七十八萬七千六百リールであつた。又實際には五千九百八十九萬九千六百三十一リールの支拂が記録されてゐるが、これは契約分の中未到着の分が極めて多いことを物語つてゐると云えよう。
- (一七) Caron, *op. cit.*, Fascicule. II, p. 569~73. (一八) Caron, *op. cit.*, Fascicule. II, p. 570.